

実績評価書

担当課 管理企画課

1. 評価対象施策

独占禁止法違反行為に対する措置(平成17年度)

【具体的内容】

独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査, 事情聴取等)を行い, 違反行為が認められた場合等には, その排除のために必要な措置(法的措置(勧告, 勧告を行っていない課徴金納付命令及び改正独占禁止法に基づく排除措置命令をいう。以下同じ。), 警告及び注意をいう。)等を講ずる。

(注) 課徴金納付命令は, 価格カルテル, 入札談合等について課徴金の納付を命じるものである。

2. 施策の目標(目標達成時期)

独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速に対処し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。(各年度)

3. 評価の実施時期

平成18年4月～6月

4. 評価の観点

- (1) 事件処理は, 国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応したか(必要性)。
- (2) 事件処理は, 公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか(有効性)。
- (3) 事件処理は, 効率的に行われたか(効率性)。

5. 政策効果の把握の手法

法的措置等を行った違反事件の内容
違反事件の処理件数
課徴金納付命令額
違反事件の処理期間

6. 評価を行う過程において使用した資料等

「平成17年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」(平成18年5

7. 施策の実施状況及びその効果

(1) 事件処理の概況

独占禁止法違反事件の処理状況の推移は表1～表4のとおりである。

(注1) 法的措置、警告及び注意という措置を採らずに、調査を打ち切る場合(以下「打ち切り」という。)もあり、措置と打ち切りを併せて、本評価書において「事件処理」と称している。

表1 事件処理件数(小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものについては、表4を参照。) (単位:件,名)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
申告件数	770	572(▲25.7)	560(▲2.1)	944(▲68.6)	900(▲4.7)
事件処理件数	87	108(▲24.1)	123(▲13.9)	120(▲2.4)	89(▲25.8)
法的措置	38	37(▲2.6)	25(▲32.4)	35(▲40.0)	19(▲45.7)
(審判開始決定)	3	8(166.7)	9(12.5)	16(77.8)	3(▲81.3)
警 告	15	17(▲13.3)	13(▲23.5)	9(▲30.8)	7(▲22.2)
注 意	26	49(▲88.5)	75(▲53.1)	60(▲20.0)	47(▲21.7)
打切り	8	5(▲37.5)	10(100.0)	16(60.0)	16(0.0)
対象事業者等の数	955	861(▲9.8)	462(▲46.3)	481(▲4.1)	509(▲5.8)
法的措置	928	805(▲13.3)	405(▲49.7)	472(▲16.5)	492(▲4.2)
警 告	27	56(107.4)	57(1.8)	9(▲84.2)	17(88.9)

(注)1 ()内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

2 「(審判開始決定)」の件数は、法的措置が採られた事件であって、審判手続が開始されたものの件数である(法的措置件数の内数)。

表2 事件処理の違反行為類型別内訳(小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。) (単位:件, %)

年度 内容		13年度		14年度		15年度		16年度		17年度	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
私 的 独 占		2	2.3	2	1.9	3	2.4	5	4.2	0	0.0
カル テル 等	価格カルテル(注1)	8	9.2	10	9.3	4	3.3	5	4.2	6	6.7
	入札談合	37	42.5	35	32.4	19	15.4	22	18.3	19	21.3
	その他のカルテル(注2)	2	2.3	5	4.6	1	0.8	1	0.8	0	0.0
	小 計	47	54.0	50	46.3	24	19.5	28	23.3	25	28.1
不公正な取引方法(注3)		26	29.9	44	40.7	76	61.8	76	63.3	48	53.9
そ の 他(注4)		12	13.8	12	11.1	20	16.3	11	9.2	16	18.0
合 計		87	100.0	108	100.0	123	100.0	120	100.0	89	100.0

(注)1 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。

また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

2 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

3 第8条第1項第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。

4 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

表3 法的措置の違反行為類型別内訳 (単位:件, %)

年度 内容		13年度		14年度		15年度		16年度		17年度	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
私 的 独 占		0	0.0	0	0.0	1	4.0	2	5.7	0	0.0
カル テル 等	価格カルテル(注1)	3	7.9	2	5.4	3	12.0	2	5.7	4	21.1
	入札談合	33	86.8	30	81.1	14	56.0	22	62.9	13	68.4
	その他のカルテル(注2)	0	0.0	1	2.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小 計	36	94.7	33	89.2	17	68.0	24	68.6	17	89.5
不公正な取引方法(注3)		2	5.3	3	8.1	7	28.0	8	22.9	2	10.5
そ の 他(注4)		0	0.0	1	2.7	0	0.0	1	2.9	0	0.0
合 計		38	100.0	37	100.0	25	100.0	35	100.0	19	100.0

(注)1 価格カルテルとその他のカルテルの双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。

また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

2 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

3 第8条第1項第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。

4 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

小売業に係る不当廉売事件については、規制改革が進展している中で独占禁止法違反行為の未然防止を図る観点から、平成12年から同13年にかけて酒類とガソリンの取引実態を踏まえた不当廉売等の規制に係る考え方を公表し、当該事案の内容を踏まえた迅速な処理を行うとともに、競争事業者への影響が大きな事案等については、排除措置を視野に入れた事件審査を行っていく方針である。

平成17年度において排除措置又は警告を行った事案はなかったが、迅速処理の観点から、607件(前年度比3.2%減)の注意を行った。

表4 小売業に係る不当廉売事件の処理(注意)の状況 (単位:件(%))

年 度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
小売業に係る不当廉売申告件数	3,933 (63.9)	1,718 (▲56.3)	1,835 (6.8)	1,663 (▲9.4)	1,834 (10.3)
不当廉売事件における注意件数 (迅速処理によるもの)	2,624 (151.3)	1,007 (▲61.6)	653 (▲35.2)	627 (▲4.0)	607 (▲3.2)
申告件数に占める注意件数の割合	65.7	58.6	35.6	37.7	33.1

(注)()内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

(2) 課徴金納付命令

課徴金納付命令の推移は表5のとおりである。

表5 課徴金納付命令の推移 (単位:百万円, 件, 万円, (%))

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
納付命令総額	2,199	4,334(97.1)	3,870(▲10.7)	11,150(288.8)	18,870(69.2)
課徴金納付命令件数	248	561(126.2)	468(▲16.6)	219(▲53.2)	399(83.5)
1件当たりの納付命令額	887	773(▲12.9)	827(7.0)	5091(615.6)	4729(▲7.1)

(注)1 ()内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

2 課徴金の納付を命じる審決を含み、審判手続に移行したものを含まない。

(3) 刑事告発

平成17年度においては、国土交通省が発注する鋼橋上部工事の入札談合事件について、平成17年5月23日及び同年6月15日、鋼橋上部工事業者26社及びこのうち8社の同鋼橋上部工事の受注業務に従事していた者8名を、日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事の入札談合事件について、平成17年6月29日、同年8月1日及び15日、鋼橋上部工事業者6社、このうち4社の同鋼橋上部工事の受注業務に従事していた者4名、日本道路公団元理事、同副総裁及び同理事を、それぞれ検事総長に告発した。

表6 刑事告発件数

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
告発	告発件数(件)	0	0	1	0	2
	対象事業者数(名)	0	0	4(9)	0	32(47)

(注)対象事業者数欄の()内は個人を含めた対象者数である。

8. 評価

(1) 必要性

我が国においては、構造改革を実現するために競争政策の強力な実施が求められているところであり、特に、独占禁止法違反行為への厳正な対処が必要とされている。そのような状況の中、公正取引委員会は、引き続き、国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応するため、特に以下のような事案に積極的に取り組んだ。

ア 入札談合・価格カルテル

入札談合や価格カルテルは、市場の競争機能を直接的に侵害し、国民生活に重大な影響を与えるものであり、厳正に対処する必要がある。

平成17年度において入札談合に対して法的措置を採った件数は、13件と昨年度の22件に比べ9件減少したものの、発注者の入札談合等関与行為を認定した日本道路公団発注の鋼橋上部工工事に係る入札談合事件、国土交通省発注の鋼橋上部工事に係る入札談合事件、沖縄県発注の建設工事に係る入札談合事件、アルミニウム箔に係るカルテル事件など大型の入札談合事件、市場構造が寡占的となっている事業分野のカルテル事件といった、国民生活に重大な影響を与えるような事件について処理している。

イ IT・公益事業分野、知的財産権分野

IT・公益事業分野、知的財産権分野に関しては、その市場における競争環境の変化が激しく、公正取引委員会が行う事件処理がその後の当該市場の発展に大きな影響を有することを踏まえれば、当該分野における違反行為に迅速かつ積極的に対処することが不可欠である。

(参考)

○ 規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日規制改革・民間開放推進会議)

「市場開放が進められているネットワーク事業分野において公正競争を確保する観点から、公正取引委員会の審査体制及び機能を強化し、独禁法違反被疑事実に関する処理の迅速化を図る。」

○ 知的財産推進計画2005(平成17年6月10日 知的財産戦略本部)

「コンテンツ業界における独占禁止法違反を迅速に発見するため、2005年度も引き続き、必要な審査専門官の確保など知的財産タスクフォースの体制を整備することにより、公正取引委員会の調査・情報収集活動の強化を図る。」

平成17年度においては、IT事業分野では、今後、市場が拡大すると見込まれるリスティング広告(注2)の事業分野における排他的契約について独占禁止法に基づく審査を行い、違反事実は認められなかったものの、法運用の透明性を確保するとともに、関係事業者における独占禁止法の理解を深めることにも資するため、その結果と考え方を公表した。また、公益事業分野では、電力会社のオール電化(注3)等に関する営業に係る差別的取扱い事件に対して警告を行っており、積極的かつ実効性のある事件審査が行われていると評価できる。

(注2) リスティング広告とは、インターネット上におけるキーワード連動型広告サービスのことをいい、ユーザーが任意のキーワードを入力した検索結果画面等において、当該キーワードと関連性を有する広告を自動的に表示するものである。

(注3) オール電化とは、給湯、厨房などに関する住宅におけるすべての熱源を電気で賄うことをいう。

ウ 中小事業者に不当な不利益を与える不公正な取引方法

規制緩和後の市場における競争秩序の確保を図る観点から、中小事業者等に不当に不利益をもたらす不公正な取引方法に対する厳正・迅速な処理が必要である。

平成17年度においては、優越的地位の濫用行為について、大規模小売業者及び大手都市銀行に対して2件の法的措置を行っており、これは昨年度の5件の法的措置に比べて、措置件数においては減少しているものの、金利スワップの販売に係る大手都市銀行による融資取引先事業者に対する優越的地位の濫用事件といった、社会の関心の高い事件について審査を行うなど、国民のニーズを的確にとらえた対応をすることができたと考えられる。

また、不当廉売についても、迅速処理の観点から、昨年度と同程度の607

件の注意を行った。

エ 公共調達におけるダンピング受注

平成17年度においても、社会的ニーズに的確に対応した事件処理の観点から、財務省発注のインターネットオークション運営補助業務等の低価格入札事件に関し、2社に対し警告を行うなど、公共調達におけるダンピング受注問題について厳正かつ積極的に対処した。

(2) 有効性

ア 法的措置等の状況

平成17年度の事件処理件数は89件(前年度比25.8%減)であった。この内訳は、法的措置19件(同45.7%減)、警告7件(同22.2%減)、注意47件(同21.7%減)、打切り16件(前年度と同数)である。

平成17年度の法的措置件数の内訳(表3参照)を見ると、入札談合事件が13件と過半を占めているものの、カルテル事件が4件、不公正な取引方法に係る事件が2件と多様な事件審査を行っている。

課徴金納付命令については、平成17年度においては、延べ399名の事業者に対して、総額201億2656万円の課徴金納付命令を行った。このうち、延べ14名から審判開始請求があり、審判開始決定を行った(審判開始請求の対象となった課徴金納付命令額は合計14億3362万円)。

また、審判係属中の案件のうち、延べ14名の事業者に対して、課徴金の納付を命ずる審決(総額1億7720万円)を行った。

この結果、平成17年度において審判開始決定により失効した分を除く課徴金額は、延べ399事業者に対して、188億7014万円となり、過去最高額となっている。

イ 有効性の評価

前記アのとおり、事件処理件数は減少したものの多様な事件の処理に努めたこと、日本道路公団発注の鋼橋上部工事に係る入札談合事件、国土交通省発注の鋼橋上部工事に係る入札談合事件、金利スワップの販売に係る大手都市銀行による融資取引先事業者に対する優越的地位の濫用事件など、国民生活に重大な影響を与えるようなインパクトある事件を処理したこと、過去最高額の課徴金納付を命じたことなど、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するという目標を達成していると考えられる。

また、平成17年度においては、違反行為が排除されたことを一層確実なものとするため、排除措置においても工夫がなされている。鋼橋上部工事の入札談合事件に関しては、長年にわたって同一の業務担当者が入札談合に関与していたという背景を重視し、入札談合に関与していた職員の配置転換や

独占禁止法違反行為に係る社内通報制度の設置といった画期的な排除措置を命じている。アルミニウム箔のカルテル事件に関しては、価格カルテルの安定を図るために行われていた販売価格の改定に関する情報交換の禁止を排除措置に組み込んでいる。このように、組織体制等をも改善することを目的とし、排除措置を工夫することにより、本年度の事件処理においては、これまで以上に公正かつ自由な競争を維持・促進することができたと考えられる。

(3) 効率性

ア 処理期間

規制改革の進展、経済活動のグローバル化等により、各事業分野における競争環境の変化が一層速いものとなっている昨今の状況において、効率的かつ実効性のある審査を行うためには、事件処理を迅速に行うことが重要である。

平成17年度において法的措置を採った全事件の平均審査期間は約8か月で、改正独占禁止法の施行後、名あて人となるべき者に予定される命令の内容等を通知するとともに、申出に応じて証拠の説明を行い、意見申述、証拠提出の機会を与える事前手続を経て、排除措置命令と課徴金納付命令を同時に行った事件を含んでいるにもかかわらず、平成16年度と同水準を維持した(注4)。

(注4) 改正独占禁止法の施行後においては、警告を行う場合にも命令の際の事前手続に準じた手続を経ることを明らかにしているところ、改正独占禁止法の施行前に警告を行った案件についても、名あて人に対し事前に警告内容の説明等を行っている。

イ 申告情報の事件処理化の促進

近年の違反事件においては違反に係る情報の隠匿が巧妙化するなど違反行為の発見(端緒処理)や事件処理が困難になってきていることから、申告件数に対する事件処理件数の比率については、平成13年度までは低下傾向にあった。このため、平成14年度以降、端緒処理に携わる人員を増加させるとともに、断片的な情報から違反行為の存在を推認できるよう端緒処理能力の向上に努めることにより、申告された情報の中に事件として処理することが可能な事案が埋没することのないよう適切な端緒処理を行うよう努めてきた。

平成17年度においては、小売業に係る不当廉売の事案を除き、89件の事件処理を行っており、申告件数に対する処理の比率としては前年度に比べて2.8%の減少となっている。これは、本年度の申告件数が過去5年間の中で、昨年度と同様の高水準であった一方で、事件処理部門の体制の整備がこれに追いついていないことによるところも大きいと考えられる。

今後、事件処理比率を向上させるには、事件処理の一層の迅速化及び事

件処理における業務の効率性を高めることとともに、事件処理部門の体制強化が必要であると考えられる。

表7 申告件数に対する事件処理比率 (単位:件,%)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
申告件数	770	572	560	944	900
事件処理件数	87	108	123	120	89
比率	11.3	18.9	22.0	12.7	9.9

ウ 違反行為に対する措置の効率性

違反行為に対する措置の効率性を把握するため、ここでは事件処理にどの程度の人員・時間が投入されたかを検証した。一般的に、より重大な事件(ここでは法的措置に係る事件)に比較的多くの人員を投入するのが効率的であると考えられる。すなわち、警告等に係る事件に投入された人員・時間が法的措置に係る事件(以下「法的措置事件」という。)に投入された人員・時間に比べて大きければ、警告等に係る事件の処理が効率的ではなかったと考えられる。

(注5) 本来、政策の効率性は、政策による効果と当該政策に要する費用等との関係によって評価するものであるが、措置の効果のすべてを厳密に数量的・実証的に把握することは困難である。このため、上記のような方法を用いて、措置の効率性を検討することとしたものである。

措置別(法的措置、警告)の事件処理に投入された人員・時間の平均値を比較した場合、法的措置1件当たり投入された人員・時間を100とすると、警告に係る事件1件当たり投入された人員・時間は法的措置事件の約55(前年度約23)となっている。

今後とも、審査担当部門の審査長等が担当事件処理の繁閑を見極めながら、リソースの効率的な配分に努め、事件の内容に応じた適切な処理に配慮する必要があると考えられる。

(4) 今後の課題

ア 実効性ある事件審査のための取組

改正独占禁止法が、本年1月から施行されているところ、公正取引委員会では、今後、改正法のスキームを十分に活用し、独占禁止法違反行為に対して、より一層厳正かつ積極的に取り組んでいく必要があるが、公正取引委員会の審査体制は、その求められている役割に比べ、依然として十分なものとはいえず、今後とも着実な体制の整備に努めていく必要がある。

限られたリソースの中で最大限の成果をあげるためには、IT・公益事業分野における新規参入阻害行為、知的財産権の濫用行為あるいは発注者側の関与が疑われる入札談合など重点的に取り組む分野を設定し、こうした分野

の事件について、新たに導入された課徴金減免制度の活用や端緒情報の分析力を向上させることにより、発見することが容易ではない悪質な違反行為、あるいはタイムリーに処理する必要があるIT分野等における違反行為などを事件として処理し、法運用に実効性を持たせることが求められる。

また、措置を採った事件の監査、事後評価を行うことにより、求めた排除措置の有効性、問題点等を確認し、それを審査担当部門にフィードバックさせることにより、法運用の実効性は更に高まるものと考えられる。

さらに、IT化に伴い、電子証拠収集の必要性が高まっている中、電子証拠収集技術の向上等のための取組み(専門官の設置、研修の充実等)を行っていく必要がある。

加えて、昨年度と比較して、係属中の審判事件は減少傾向にあるものの、違反事件が審判で争われることが多く、審査担当部門における審判対応業務も大幅に増加してきている。このため、審査担当部門においても、審判を担当する上席審査専門官を新設したところであるが、審査担当部門において、審判対応業務をおろそかにすることなく、かつ、事件処理が滞ることのないようにするには、当面、業務配分の一層の効率化に努めることで対応するとともに、審判を担当する上席審査専門官付の審査専門官の増員等組織的な対応が不可欠であると考えられる。

イ 改正独占禁止法の円滑かつ適切な施行

改正独占禁止法は平成18年1月から施行されているところ、改正独占禁止法では、犯則調査権限や課徴金減免制度など公正取引委員会の調査能力の向上のための新たな権限、制度が導入されたことから、それらの権限、制度を円滑かつ適切に施行し、事件審査において、有効活用することが重要である。平成17年度においては、法改正に伴い整備が必要であった「公正取引委員会の審査に関する規則」、「課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則」、「公正取引委員会の犯則事件の調査に関する規則」等を制定するなど、法令の整備を進めるとともに、事務総局職員に対して法改正により導入された権限・制度、手続の変更に関する研修を行うなど、改正独占禁止法の円滑な施行に努めたところであるが、改正独占禁止法を最大限に活用するためには、今後とも以下のような取組が必要である。

○ 課徴金減免制度の導入に伴う審査担当部門の一層の強化

平成18年1月4日から同年3月31日までの間に、26件の課徴金減免制度に基づく報告等が行われている一方、当該報告等に基づく事件の審査を行う審査担当部門の整備が十分ではないと考えられるため、同部門の整備を進めていく必要がある。

○ 犯則調査権限の活用

犯則調査権限の導入により、従来のいわゆる間接強制による調査権限

では限界のあった証拠の収集能力も向上することとなる。

平成18年5月には、し尿処理施設建設工事の入札談合事件について告発を行っており、公正取引委員会としては、今後とも、刑事告発をより一層積極的に行う方針であるが、犯則調査権限を十分にいかすことができるよう、検察当局との連携の強化、内部研修の充実による審査能力の一層の向上を含め審査体制の強化が必要である。

9. 第三者の知見の活用状況

平成18年6月16日に政策評価委員会を開催して、政策評価委員より意見を聴取した。

各政策評価委員の意見は下表のとおり。

田中委員 東條委員	課徴金減免に係る報告について、何社から報告があったのか、何件を審査したのか、また、実際にどの程度の課徴金減免が行われたのか統計的な数字が公表されていれば企業のインセンティブも高まり、課徴金減免制度を機能させるのに有効であると考えられる。来年度以降の課題として、これらの数字の公表と、公表による効果の評価を検討してほしい。
田辺委員	<ul style="list-style-type: none">○ 申告件数に対する事件処理比率が示されているが、効率的に事件が処理されているかどうかの評価に当たっては、処理されなかった申告がどのような内容のものだったのかの分析も踏まえて評価を行うことも必要だと思う。○ 法的措置事件と警告に係る事件とに投入された人員・時間の比較により効率性の評価を行っているが、注意に係る事件に投入された人員・時間の把握が可能であれば、これについても考慮することが望ましい。○ 重点的に審査を行うとした分野について、リソースの集中ができているか、その効果が上がっているかといったことが明確になるような評価を考えてほしい。
田中委員	16年度以降の申告件数の増加から国民の独占禁止法違反に対する関心の高まりが読み取れるが、一方で、事件処理比率が低下してきている。申告件数の増加に見合った事件処理部門の人員を増強する必要があることをしっかりと評価すべき。
柿崎委員	必ずしも情報の内容が事件に直結しない申告が増加することによって、その処理を行うためにより多くのリソースが必要になり、結果的に公取の体力が消耗することにつながるといえるのかもしれない。今後の課題として、効率的な処理のため、より良質な情報入手するためには何が必要なのか検討すべき。

実績評価書

担当課 企業結合課

1. 評価対象施策

企業結合の審査(平成17年度)

【具体的内容】

企業結合行為(株式所有, 合併, 営業譲受け等)について, 提出された報告や届出, 事前相談等に基づいて当該企業結合について審査を行い, 競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止する。また, 企業結合の透明性を高めるため, 主要な企業結合事例の公表等を行う。

(注) 会社法改正(平成18年5月施行)により, 独占禁止法上の「営業譲受け」は「事業譲受け」に改正されているが, 本評価書の対象となる平成17年度は会社法施行前であるため, 本評価書においては, 「営業譲受け」の用語を用いている。

2. 施策の目標(目標達成時期)

企業結合に対して迅速(書面審査については30日以内, 詳細審査については90日以内)かつ的確な審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。(各年度)

3. 評価の実施時期

平成18年4月～6月

4. 評価の観点

- (1) 企業結合審査は, 市場の競争環境を十分踏まえたものになっているか(必要性)。
- (2) 企業結合審査は, 公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか(有効性)。
- (3) 企業結合審査は, 効率的に行われたか(効率性)。

5. 政策効果の把握の手法

届出・報告等の処理件数

事前相談案件の処理に要した日数
公表事例の件数・内容

6. 評価を行う過程において使用した資料等

「平成17年度における独占禁止法第4章関係届出等の動向」, 「平成17年度における主要な企業結合事例」(共に平成18年6月7日公表)等

7. 施策の実施状況及びその効果

(1) 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」に基づく企業結合審査

平成16年5月に策定した「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」において、企業結合審査の対象となる企業結合の種類の限定、一定の取引分野を画定するに当たっての判断基準の明確化、競争を実質的に制限することとなるか否かについての分析の枠組及び判断要素の明確化・精緻化等を図り、同指針に基づき、企業結合審査を行っている。

(2) 合併、分割及び営業譲受け等の届出受理件数並びに株式所有報告書の提出件数

平成17年度の合併、営業譲受け等の届出受理件数は、合併88件(対前年度比26%増)、分割17件(対前年度比26%減)、営業譲受け等141件(対前年度比15%減)であり、また、株式所有報告書提出件数は825件(対前年度比6%増)で、これらを合計した総件数は1,071件(対前年度比3%増)であった。

(注) 合併・分割・営業譲受け等の届出は、いずれも一定規模を超える会社が当該行為を行う場合に義務付けられている(例えば、国内会社同士の合併については当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額が10億円を超える会社が含まれている場合)。

表1 合併、分割及び営業譲受け等の届出受理件数並びに株式所有報告書の提出件数

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
合併届出件数	127(▲25.3%)	112(▲11.8%)	103(▲8.0%)	70(▲32.0%)	88(25.7%)
分割届出件数	20(-)	21(5.0%)	21(0.0%)	23(9.5%)	17(▲26.1%)
営業譲受け等届出件数	195(▲8.5%)	197(1.0%)	175(▲11.2%)	166(▲5.1%)	141(▲15.1%)
株式所有報告書提出件数	898(11.7%)	899(0.1%)	959(6.7%)	778(▲18.9%)	825(6.0%)
合計	1,240(4.5%)	1,229(▲0.9%)	1,258(2.4%)	1,037(▲17.6%)	1,071(3.3%)

(注)1 ()は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

2 分割届出(共同新設分割及び吸収分割)の制度については、平成12年5月の独占禁止法改正により新設され、平成13年度から施行されたため、平成13年度の分割届出の対前年比は算出できない。

(3) 届出書受理後の法定手続に基づく審査

公正取引委員会は、独占禁止法第15条第5項(第15条の2第6項及び第16条第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、合併等に関し、必要な措置を命ずるために、独占禁止法第49条第5項の規定による通知を行う場合には、合併等の待機期間である30日の期間(必要な報告、情報又は資料の提出(報告等)を求めた場合には、届出受理の日から120日を経過した日とすべての報告等を受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間)内にこれをしなければならない。

平成17年度に届出を受理した事案については、すべてこの30日の待機期間内に独占禁止法上の問題はなかったとして審査を終了しており、報告等の要請は行っていない。

なお、同規定に基づき、報告等の要請を行った事案は、最近では、平成15年度に1件、平成16年度に2件あったが、いずれも定められた期間内に報告等の要請を行い、独占禁止法上の問題はなかったとして、法的措置の期限内に審査を終了している。

(4) 事前相談案件の処理

ア 公正取引委員会は、平成14年12月、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」を公表し、同方針に基づき迅速かつ透明な事前相談への対応に努めているところ、重要な企業結合案件の多くについては、同方針に基づき事前相談が行われている。平成16年度においては54件、平成17年度においては45件の事前相談に対応した(書面審査及び詳細審査合計。審査の途中で事前相談の申出が取り下げられたものを除く。)

平成17年度中に回答した事前相談案件のうち、書面審査案件の処理に要した日数(書面審査開始日から当事会社に回答するまでの期間で休日を含む。)は表2のとおりであり、平均処理日数は21.7日と、前年度に比し0.6日短縮している。

また、詳細審査案件の処理に要した日数(詳細審査開始日から当事会社に回答するまでの期間で休日を含む。)は表3のとおりであり、平均処理日数は90.0日と、前年度に比し1.7日増加している。

イ 公正取引委員会は、「企業・産業再生に関する基本指針」(平成14年12月19日)に基づき、産業活力再生特別措置法の政策支援対象となる案件について、企業結合審査の一層の迅速化を図る観点から、企業結合審査の運用指針の策定作業を行い、平成15年4月9日、「企業・産業再生に係る企業結合審査について」を策定した。

当該運用指針は、産業再生関連事案について、市場シェア等に応じて迅速審査の対象となる事案を5つに類型化し、迅速審査類型のいずれかに該当する産業再生関連事案については、通常30日以内で行うこととしている書面審査を原則として15日以内で行うことを示している。

産業再生関連事案として審査を行った事案は、表4のとおり、平成15年度は2件、平成16年度は5件あったが、平成17年度は産業再生関連事案はなかった。

表2 事前相談案件の処理に要した日数ごとの件数(書面審査) (単位:件)

年度	事案処理日数				合計件数	平均処理日数(日)
	1~20日	21~30日	31~50日	51日~		
平成14年度	11	15	0	0	26	19.3
平成15年度	34	28	1	0	63	18.6
平成16年度	17	30	0	0	47	22.3
平成17年度	17	27	0	0	44	21.7

(注)1 平成14年度については、事前相談に対する対応方針公表後に書面審査を開始した案件。

2 事前相談が途中で取り下げられた事案は含んでいない。

表3 事前相談案件の処理に要した日数ごとの件数(詳細審査) (単位:件)

年度	事案処理日数				合計件数	平均処理日数(日)
	1~50日	51~70日	71~90日	91日~		
平成14年度	—	—	—	—	—	—
平成15年度	0	1	2	0	3	75.7
平成16年度	0	0	3	0	3	88.3
平成17年度	0	0	1	0	1	90.0

(注)1 平成14年度については、事前相談に対する対応方針公表後に詳細審査を開始した案件はない。

2 詳細審査に至るまでの書面審査の期間は含んでいない。

3 当事会社からの申し出により回答期限を延長した事案は含んでいない。

表4 産業再生関連事案における処理に要した日数ごとの件数（単位：件）

年度 \ 事案処理日数	1～5日	6～10日	11～15日	16日～	合計件数	平均処理日数 (日)
平成15年度	0	0	2(1)	0	2(1)	13.5(15.0)
平成16年度	0	1(1)	2(2)	2	5(3)	17.8(11.3)
平成17年度	0	0	0	0	0	—

(注)1 当事会社が産業再生案件である旨主張したが、迅速審査類型には該当しなかった事案を含む。

()内は迅速審査類型に該当した事案(内数)。平均処理日数の()内は、迅速審査類型に該当した事案のみの平均処理日数。

2 事前相談が途中で取り下げられた事案は含んでいない。また、事前相談無しの届出案件も含む。

8. 評価

(1) 必要性

複数の企業が、株式保有、合併等により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係(結合関係)が形成・維持・強化されることにより、市場構造が非競争的に変化する場合、価格の高止まりなど市場における競争に弊害をもたらすことから、独占禁止法は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止している。企業結合審査は、このような独占禁止法の規定に基づき行われるものであり、公正かつ自由な競争の促進に必要不可欠である。

また、企業結合審査については、近年、以下のとおり国内外からその重要性等が指摘されているところである。

○ 規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定・平成18年3月31日再改定閣議決定)

「審査の透明性を向上させるため、合併等を認めたもの、認めなかったものうちできるだけ多くの案件について、事業者の秘密に関する部分を除き、支障のない限り、その理由を含め、公表内容のより一層の充実化を図る。」

○ OECD競争委員会「合併審査に関する理事会勧告」(平成17年3月23日)

C.競争当局のリソース及び権限

「加盟国は、競争当局が効率的かつ効果的な合併審査を実施し、複数国にまたがる合併の審査において他の競争当局と効果的に協力・調整を行うための十分な権限を有することを確保すべきである。加盟国は、競争当局がこれらの業務を遂行するために十分なリソースを必要とすることを認識すべきであ

る。」

公正取引委員会では、企業結合審査の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性を更に高めていくために、平成16年5月に「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」を作成・公表し、一定の取引分野を画定するに当たっての判断基準の明確化、競争を実質的に制限することとなるか否かについての分析の枠組の明確化・精緻化等を図っている。また、実際の企業結合審査においても、同指針に基づき迅速かつ的確に対処するとともに、審査の結果については、できるだけ多くの案件について、その理由を含め公表するなど、内容を一層充実させてきている。

近時、国際的な企業結合事案や経済分析を必要とする事案等が増加しており、今後もこの傾向は継続すると考えられるところ、今後とも、国際的な事案については海外の競争当局と連携をとるとともに、経済分析を必要とする事案についてはそれを積極的に活用するなど、的確な企業結合審査に努めていく必要がある。また、企業結合審査の公表内容の充実を図るなど、引き続き、企業結合審査の透明性や事業者の予見可能性を高めていく必要がある。

(2) 有効性

ア 企業結合事案の迅速かつ的確な審査

(ア) 届出書受理後の法定手続に基づく審査状況

平成17年度の届出等受理の総件数は1,071件であり、すべての届出事案について、待機期間である30日以内に審査を終了している。

また、P3(3)に記載のとおり、法定手続に基づき、報告等の要請を行った事案は、最近では、平成15年度に1件、平成16年度に2件あるが、いずれも定められた期間内に報告等の要請を行い、法的措置の期間内に審査を終了している。

(イ) 事前相談手続における処理状況

事前相談手続における書面審査及び詳細審査の処理に要した日数を検証すると、書面審査については、表2に記載のとおり、平成17年度は、平成16年度に引き続き、すべての事前相談に対して、事前相談に対する対応方針において書面審査の期間としている30日以内に審査を終え、当事会社に対し回答を行っている。また、詳細審査については、表3に記載のとおり、平成17年度についても、平成15年度及び16年度と同様に、すべての詳細審査事案について、期間内(90日以内)に審査を終え、当事会社に対し回答を行っている。

(ウ) 海外の競争当局との連携

国際的な企業結合事案について、国内外の市場に影響を与えるような場合には、世界各国の競争当局が同時に審査を行うこととなるところ、公正取引委員会では、こうした事案について海外の競争当局と連携を取りつつ企業結合審査を実施している。

平成17年度における「Johnson & Johnson による Guidant Corporation の株式取得」の事案は、海外の企業同士が企業結合することにより、日本を含む多くの市場に影響を及ぼすこととなるため、公正取引委員会を始め、米国連邦取引委員会、欧州委員会など複数の競争当局が同時に審査を行っている。

公正取引委員会では、本事案について、円滑かつ的確に企業結合審査を進めるために、米国連邦取引委員会や欧州委員会との間で密接な情報交換を行い、各競争当局の審査の動向(当事会社へ指摘した問題点の概要、当事会社からの問題解消措置の申出の状況等)を把握しつつ審査を実施するなどした。

なお、近年の経済のグローバル化に伴い、国際的な企業結合事案は今後も増加することが予想されることから、本事案のように円滑かつ的確な審査を行うことができるよう、海外の競争当局との連携を密にするとともに、これに対応できるような適切な人員配置を行っていく必要がある。

(エ) 経済分析の活用

公正取引委員会では、民間のエコノミスト(注1)を企業結合審査部門に配置するなどして、より精緻な分析による審査に取り組んでいる。

例えば、平成17年度の企業結合事案である「ユニ・チャーム株式会社による株式会社資生堂からの生理用品事業の譲受け」においては、各商品の価格・数量データを用いて、各メーカーの商品間の需要の交差弾力性を計測することにより、当事会社の商品間の代替性の程度を検証している。このように、従来のアンケートやヒアリングといった定性的な分析に加え、エコノミストによる統計データを用いた定量的な分析を実施し、その結果を活用するなどの取組を行っている。(注2)

こうした経済理論に基づく分析について、米国司法省・連邦取引委員会、欧州委員会等では、例えば製品差別化市場における企業結合事例の審査等において積極的に活用されており、我が国における審査の国際的な整合性を確保するためにもエコノミストによる経済分析の

一層の活用が必要になってきている。

(注1) 経済学及び経済分析に関する専門知識・経験を有する者をいう。

(注2) 具体的な経済分析の活用の状況については、「平成17年度における主要な企業結合事例について」(平成18年6月7日公表)を参照。

(オ) まとめ

このように、平成17年度の企業結合審査は、定められた期間内に届出等に基づく審査や事前相談の処理を終了し、また、経済のグローバル化が進展する中で、海外の競争当局との連携や経済分析の活用など国際的に整合性のとれた企業結合審査を実施するなど、迅速かつ的確に行われており、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に有効であるとともに、迅速で国際的にも整合性のとれた審査を求めている企業にとっても非常に有効なものであると評価できる。

引き続き、こうした迅速かつ的確な企業結合審査が行えるよう、今後増加すると見込まれる国際的な企業結合案件への対応や企業結合審査における経済分析の活用のために、適切な人員を確保していく必要がある。

イ 主要な企業結合事例の公表内容の充実

企業結合審査の透明性を確保し、事業者の予見可能性を高め、それによって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する観点から、公正取引委員会は、届出等を受理した事案及び事前相談を受けた事案等のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については、その審査の内容を公表している。

特に、平成14年12月の事前相談に対する対応方針の公表後は、同方針に従い、個別の事例の企業結合審査結果の公表に当たって、その理由を含めより詳細に記述する(審査において考慮した事項を記載するだけでなく、それらが具体的にどのように競争に影響を及ぼすかまで記載)など、公表内容の充実を図っている。

公表事例については、特定の業種に偏ることなくさまざまな業種の事例を公表しており、また、前述のとおり国際的な企業結合事案や経済分析を用いた事案など多様な類型の事案も含め公表事例を充実させており、この点は、公表内容の充実の有効性を示すものとして評価し得るものといえる。

主要な企業結合事例の公表文の頁数の推移を見ると、表6のとおりであり、公表内容の充実を図ることとした事前相談に対する対応方針の公表前の平成13年度は、公表事例の頁数が1～3頁のものが大半で、総頁数46頁、1件当たりの頁数が平均で3.3頁に過ぎなかったが、この方針の公表後に公表を行った平成14年度から平成16年度は、総頁数が平均で75頁、1件当たりの頁数が平均で6.3頁と公表内容の充実が図られており、平成17年度においても、総頁数79頁、1件当たりの頁数が平均で6.1頁と平成14年度から平成16年度の水準を維持している。

このように公表内容の充実に努め、企業結合審査における一定の取引分野の画定方法、当該企業結合計画に対する独占禁止法上の考え方等、事業者の予測可能性を高める上で有効な情報を積極的に提供していることは一定の評価ができるものである。

表6 公表事例の頁数別の件数

(単位:件)

年度	頁数				合計件数	平均頁数 (頁)	総頁数(頁)
	1～3頁	4～6頁	7～10頁	11頁～			
平成13年度	10	3	0	1	14	3.3(100)	46(100)
平成14年度	8	2	0	3	13	6.0(182)	78(170)
平成15年度	4	3	3	1	11	5.7(173)	63(137)
平成16年度	2	3	6	1	12	7.0(212)	84(183)
平成17年度	1	8	3	1	13	6.1(185)	79(172)

(注) 平均頁数、総頁数の()内の数値は、平成13年度を100とした場合の平均頁数の指数である。

(3) 効率性

ア 届出書受理後の法定手続に基づく審査状況

P6(ア)のとおり、届出書の提出による法定手続に基づく企業結合審査については、定められた期間内に迅速に処理されているものと評価することができ、効率性の観点からも評価できるものである。

イ 事前相談手続における書面審査及び詳細審査の処理日数

書面審査案件の処理については、P6(イ)に記載のとおり、平成17年度において、すべて期間内に終了しており、効率性の観点からも評価できるものである。

このように、事前相談事案についてすべて期間内に終了しているが、平成14年度から平成16年度までの書面審査の審査に要した日数の平均は、20.0日であり、平成17年度もほぼ同程度である21.7日を審査に要し、また、

詳細審査の審査に要した日数についても、平成15年度から平成16年度までの平均日数が82.0日であるのに対し、平成17年度の詳細審査案件は1件しかないものの90.0日を要している。

このように、処理に要した日数が短縮されていない要因は、事前相談が行われた事案の中には大型・複雑なものが多く含まれており、より一層慎重かつ的確な判断が求められたことによるものと考えられるが、今後は、審査の効率化を図ること、大型案件には集中的な人員配置を行うことなどにより、より一層迅速かつ的確な審査を行っていく必要がある。

(4) 今後の課題(政策への反映)

近年、経済のグローバル化等を背景に、大規模な国際的企業結合事案が現出している。また、欧米の競争当局では、製品差別化市場における企業結合事例等に経済分析を積極的に活用してきているところ、我が国においても経済分析等の高度な分析手法を必要とする事案が増加している。このため、平成17年度においては、前記のとおり、国際的な案件や経済分析を必要とする案件へ適切に対応するほか、業種別の担当編成を行い、担当する班が特定業種に係る専門知識を蓄積できるような体制づくりを行ったところである。

今後も、これら、ますます複雑化・国際化する企業結合事案の増加に対し、より一層迅速かつ的確に対処するために、引き続き、職員の企業結合に関する審査能力・専門性を向上させ、企業結合審査を一層透明かつ精緻なものとしていくことが必要である。そのために、公正取引委員会は、経済分析等の専門的知識を有するエコノミストなど外部人材を積極的に活用するほか、海外の競争当局との連携が必要な国際的な企業結合事案等に対応できるような企業結合審査部門への人員の充実及び大型・複雑な事案への重点的な人員投入により、機能・体制の強化を図ることが必要である。

9. 第三者の知見の活用状況

平成18年6月16日に政策評価委員会を開催して、政策評価委員より意見を聴取した。

各政策評価委員の意見及び評価書への反映状況は下表のとおり。

東條委員	「エコノミスト」という言葉の意味が不明確である。 (対応) <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">注釈を付けることとした。</div>
------	---

東條委員	<p>経済分析の結果やそれをどのように審査に活用したのかを具体的に示さないと、経済分析の活用がどれだけ有効だったのかの評価は難しいので、今後は、こうしたことも考えてほしい。</p> <p>(対応)</p> <p>具体的な活用状況については、公表資料を参照してほしい旨の注釈を付けることとした。</p>
------	--

1. 評価対象施策

競争政策の普及啓発
－改正独占禁止法の周知－

【具体的内容】

平成17年4月に成立した改正独占禁止法について、平成18年1月の施行に向けて、その趣旨・内容に関して広く国民各層に周知を図る観点から、説明会の開催、ホームページの活用、リーフレットの作成・配布等を行う。

2. 施策等の目的

四半世紀ぶりの独占禁止法の大改正により、現行に比べ違反行為に対する措置が大幅に強化され、また、課徴金減免制度や犯則調査権限といった新たな制度、権限も導入されたことから、その法的性格、趣旨、関係する手続等について事業者、消費者、事業者団体等、国民各層に対して広く周知を図ることによって、独占禁止法違反行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する。

3. 評価の実施時期

平成18年4月～6月

4. 評価の目的(ねらい)及び観点

以下のような観点から、本施策に対する評価を行うことにより、本施策の課題を抽出するとともに、改善を図る。

- (1) 取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要か(必要性)。
- (2) 取組は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で役立ったか(有効性)。
- (3) 取組は、効率的に行われたか(効率性)。

5. 政策効果の把握の手法

- ・説明会参加者に対するアンケート調査
- ・外部シンクタンクによるホームページの改正法関連コーナーの評価

6. 評価を行う過程において使用した資料等

- ・説明会参加者に対するアンケート資料

- ・外部シンクタンクが行った分析結果
- ・ホームページアクセスデータ

7. 施策の実施状況

四半世紀ぶりの独占禁止法の大改正により、現行に比べ違反行為に対する措置が大幅に強化され、また、課徴金減免制度や犯則調査権限といった新たな制度、権限も導入されたことから、改正内容等について、国民各層に広く周知するため下記のとおり広報活動を行った。

(1) 説明会の開催

できるだけ多くの国民各層に改正独占禁止法の内容等を周知する観点から、平成17年10月以降、全国9都市において公正取引委員会主催で改正独占禁止法に関する説明会を開催し、その他、全国の商工会議所、事業者団体等が主催する講演会、研修会等へ公正取引委員会から講師を派遣し、改正独占禁止法の内容について説明を行った(平成17年10月以降平成18年3月までに全国で128回実施)。

これらの説明会等においては、後記(3)のリーフレット「ここがポイント!“改正”独占禁止法」等の資料を活用して、改正趣旨・内容についての説明、質疑応答を行った。

また、上記説明会等の他、全国各地において随時開催している公正取引委員会と有識者との懇談会(平成17年度48回開催)においても、改正独占禁止法の改正趣旨・内容について説明及び意見交換を行った。

(2) ホームページの活用

事業者等が、改正独占禁止法の内容等の情報を容易に入手できるようにするため、平成17年10月、公正取引委員会のホームページに、「改正独占禁止法について」及び「課徴金減免制度について」のページをそれぞれ開設した。

「改正独占禁止法について」のページには、改正独占禁止法のポイント、Q&A等を掲載したほか、平成17年10月に東京で開催した説明会における講演者の講演原稿を掲載し、参加者以外にも説明会における内容を広く周知するように努めた。

「課徴金減免制度について」のページには、課徴金減免制度の解説、申請手続、申請様式、Q&A等を掲載している。

また、説明会等で配布している後記(3)のリーフレット「ここがポイント!“改正”独占禁止法」を説明会等参加者以外にも広く閲覧できるようホームページに掲載し、容易に入手できるようにした。

(3) リーフレットの配布

改正独占禁止法の内容についての理解の促進を図るため、その主なポイントに

ついて、図を多用し平易に説明したリーフレット「ここがポイント！“改正”独占禁止法」を作成し(39,000部)、前記(1)の説明会等において配布したほか、商工会議所、事業者団体、消費者団体、地方自治体等に配布した。

(4) 政府広報の活用

改正独占禁止法の内容について新聞やテレビ等のマスメディアを使った政府広報を下表のとおり行った。

媒体	広報時期	媒体名等
新聞	平成17年11月26日	日経、朝日、産経、ブロック紙3紙、地方紙66紙
テレビ	平成17年12月毎週日曜日(全4回)	フジテレビ「そこが聞きたい！構造改革」
	平成17年11月19日	CS朝日ニュースター「政策対談 明日への架け橋」
定期刊行物	平成17年8月号	時の動き
	平成17年11月1日号	Cabiネット
	平成17年11月7日	にっぽんNOW(新聞折込)

8. 評価

(1) 必要性

独占禁止法違反行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、改正独占禁止法の趣旨・内容を国民各層に幅広く周知する必要がある。

特に、今回の法改正では、課徴金減免制度や課徴金算定率の引上げ、違反行為の早期解消や再度の違反の場合の課徴金算定率の新設、課徴金適用対象範囲の拡大といった新たな制度が多く導入されているので、事業者、消費者、事業者団体等、国民各層に対して、様々な機会、媒体を通じて情報発信を行い、改正法の趣旨、内容について、十分理解してもらう必要性が非常に高い。

改正独占禁止法の周知については、衆議院経済産業委員会の附帯決議でも、「本改正による課徴金制度の整備強化、審判手続の変更等の円滑な実施に資するため、事業者及び国民に法改正の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、いわゆる法令遵守管理体制の構築の重要性に対する事業者の認識を高めるよう努めること」とされている。

また、参議院経済産業委員会の附帯決議においては、公正かつ自由な経済社会の実現には競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、改正独占禁止法の施行に当たり、「課徴金制度の見直し、審判手続の見直し等本改正の円滑な実施を図るため、事業者及び国民に新制度の趣旨及び内容が十分理解されるよう周知徹底に努めること」とされている。

(2) 有効性

ア 説明会等の開催による周知

公正取引委員会主催で全国9都市で開催した説明会において参加者に対してアンケート調査(参加者合計1,844名,有効回答1,159名,回答率62.9%)を行った(参加者のほとんどは独占禁止法の規制対象である事業者の役職員)。主なアンケートの結果は以下のとおり。

(ア) 説明会の評価

説明会へ出席したことは役に立ったかどうかについては、「役立った」とする回答が77.3%,「どちらとも言えない」が21.2%,「役立ってない」とする回答が1.5%であった(表1)。

このことから、説明会の参加者において、おおむね改正独占禁止法について理解が深まったと評価することができ、説明会を通じた周知活動についてはおおむね有効であったと思われる。

(イ) 説明会で改善すべき点

説明会について改善すべき点について聞いたところ、内容については、専門用語が多くその解説が必要、具体例を挙げた説明が必要等もう少し分かりやすく説明すべきとの意見が多かった。

説明の方法については、時間配分の工夫、スライドやパワーポイントを使った説明を求めるなどの意見があった。

また、意見の中には、法律の条文解釈の解説など詳しい説明を求める意見もあったが、これは、参加者の中には既に「改正内容を知っている」という人が24.5%含まれていることから、説明会においては改正内容の概要から一步踏み込んだ説明を期待されているものと考えられる。

(ウ) 説明会配布資料についての評価

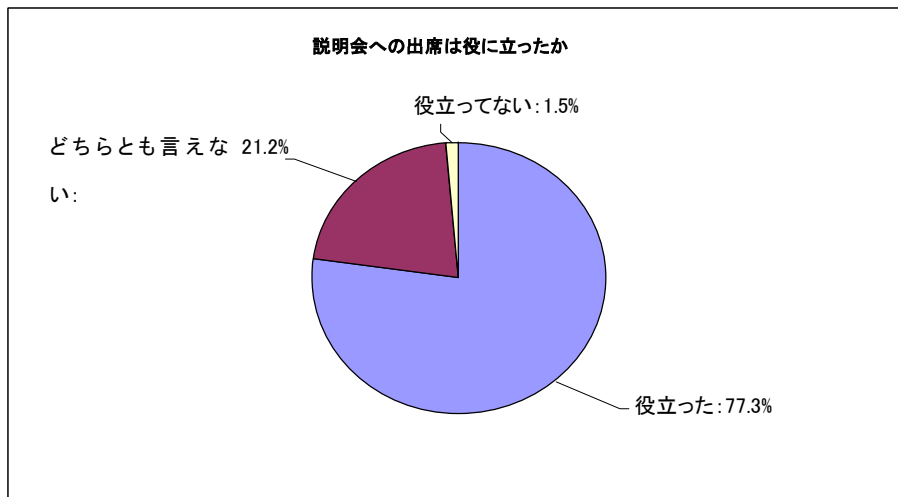
説明会で配布したリーフレットの内容について聞いたところ、「分かりやすい」、「やや分かりやすい」とする回答の合計が79.7%,「どちらとも言えない」が16.9%,「難しい」及び「やや難しい」とする回答が3.4%であり(表2)、改正独占禁止法の内容を周知するのにおおむね有効な媒体であったと評価できるが、リーフレットについて改善すべき点を聞いたところ、「根拠、条文を明示してほしい」、「具体的な事例を入れてほしい」、「概要部分と詳細部分に分けて、必要に応じて詳しく知ることができるようにしてほしい」などの意見があり、今後同様の資料を作成する際にこれらの点に留意する必要がある。

さらに、他にどのような資料があったらよいか聞いたところ、改正法の条文、Q&A、社内研修で使える資料などに加え、説明会での説明原稿の配布を求める意見もあったことから、これらの点については、ホームページの改正独占禁止法関連ページに掲載するなどして対応した。

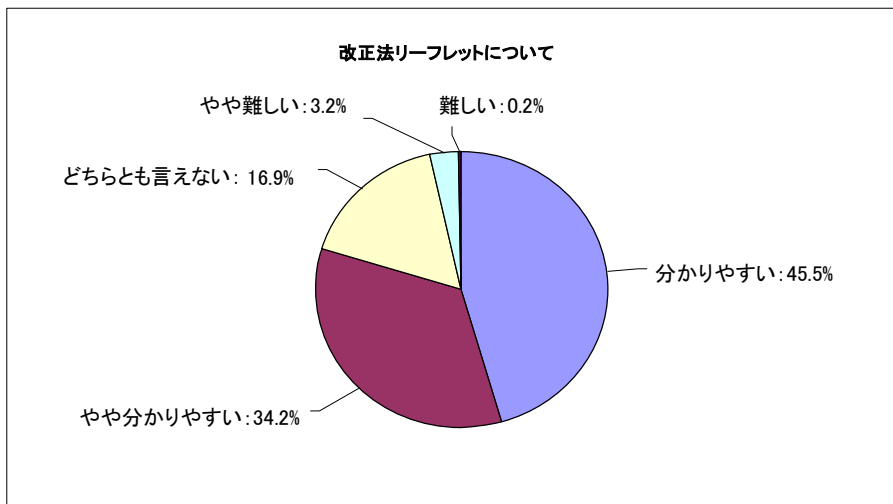
【まとめ】

- ・ 改正独占禁止法の説明会を通じた周知はおおむね有効であった。しかし、説明方法については、用語の解説、具体例を挙げた説明等を求める意見があり、今後改善していく必要がある。
- ・ 配布資料については、改正独占禁止法の内容を周知するうえでおおむね有効であった。一方で、条文の明示、具体例の記載等を求める意見があり、今後工夫する必要がある。
- ・ その他、改正法の条文、Q&A、説明会の原稿等を求める意見もあり、これらは、ホームページに掲載することで対応した。

(表1)



(表2)



イ ホームページの活用による周知

ホームページを活用した改正独占禁止法の周知に関する施策の有効性について、外部シンクタンクにユーザーアンケートを活用した評価を委託した。

ユーザーアンケートは、平成18年3月に全国の企業の法務部、総務部、営業企画部門に勤務する職員を対象に行われた(回答総数502人。うち過去に改正独占禁止法関連ページにアクセス経験のある人が103人、初めてアクセスした人が399人。回答者の勤務する会社の売上規模では50億円以上が57%、50億円未満が43%となっている。)。その結果は以下のとおり。

(ア) 過去にアクセス経験がある人

a ページ全体の評価

過去に改正独占禁止法関連ページにアクセス経験がある人に対して、当該ページが業務上役に立ったか聞いたところ、「大いに役に立った」が21.4%、「まあまあ役に立った」が66.9%、「どちらともいえない」が11.7%、「あまり役に立たなかった」及び「役に立たなかった」は0%であり、当該ページの開設は改正独占禁止法の内容を理解するのにおおむね有効であったと評価できる(表3)。

「大いに役に立った」及び「まあまあ役に立った」と回答した人に、改正法関連ページの活用方法について聞いたところ(複数回答可)、「今後の対応等を検討する一つの材料となった」が64.8%、「社内の関係部署への説明や周知等に役立てた」が42.9%、「社内のマニュアル等の作成に役立てた」が26.4%であり、「具体的なものは特にない」が9.9%であることから、アクセス経験がある人の9割が何らかの形で当該ページを活用したことになり(表4)、当該ページの内容はアクセス者の理解に役立っただけでなく、更に社内への周知する等二次的にも活用されているといえることができる。

b 掲載内容の評価

また、改正独占禁止法関連ページにアクセスした際に、「十分な情報量であった」、「改正のポイントが分かりやすかった」及び「掲載されている情報が分かりやすかった」かどうかについて聞いたところ、全体的に評価は高いが、特に「情報量」についての満足度が高くなっている。一方で、「改正法のポイントが分かりやすかった」に比べて「掲載されている情報が分かりやすかった」の満足度が少ないところをみると、改正の主要ポイント以外の法令等がやや分かりづらかったと思われる(表5)。

(イ) 過去にアクセスしたことのない人

過去に改正独占禁止法関連ページにアクセスしたことのない人に当該ページにアクセスしてもらい、「十分な情報量であった」、「改正のポイントが分かりやすかった」、「上手く利用すれば仕事に役立ちそうだ」、「掲載されている情報が分かりやすかった」かどうかについて聞いたところ、アクセス経験がある人に比べると否定的な意見が多くなっている。しかし、「情報量」については他の項

目よりも満足している割合が高く、また、「上手く利用すれば仕事に役立ちそう
だ」との印象を持った人が過半数を占めていることから、初めて当該ページ
を見た人にも改正独占禁止法についてある程度理解してもらう上で有効であると
考えられる(表6)。

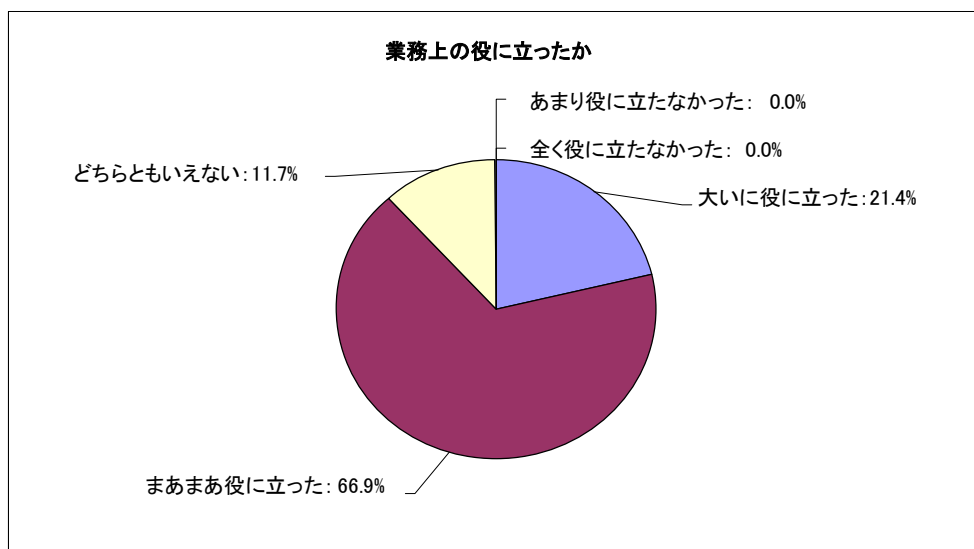
(ウ) アンケート調査結果からみた改善点

今回のアンケート調査は、企業の法務部、総務部、営業企画部門に勤務す
る職員を対象に行われたが、昨今、企業におけるコンプライアンス体制の充実
が求められている中で、改正独占禁止法関連ページにアクセスしたことのある
人の割合が2割程度と低かった。このことから、今回の改正内容に限らず、一
般的に独占禁止法に対する認識を高めていくための工夫が必要である。

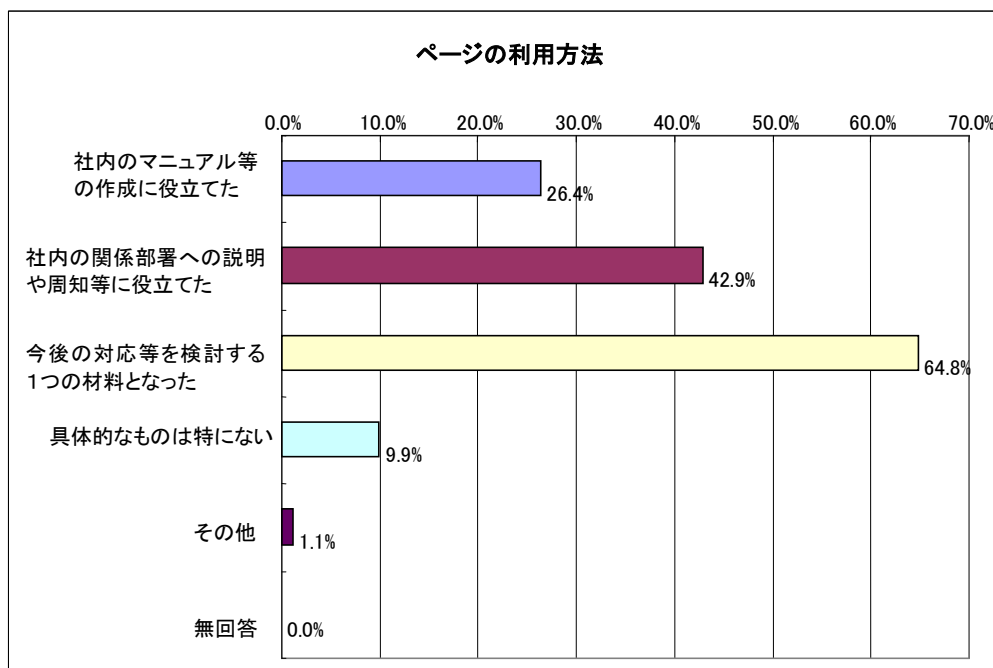
【まとめ】

- ・ 過去に改正独占禁止法関連ページにアクセスしたことのある人にとっては、
当該ページはその内容を理解するのに役立っており、また、当該ページの内容
は、社内周知に利用するなど二次的に活用されていることからその内容を周知
するのに有効であったと言える。
- ・ 初めて当該ページにアクセスする人は、アクセス経験のある人に比べると、
否定的な意見が多くなるが、ある程度改正独占禁止法の内容を理解してもら
う上で有効であると評価できる。
- ・ アンケート調査対象者は企業の法務部等に勤務する職員であったにもか
かわらず、当該ページにアクセス経験のある人が2割程度と低かったこと
から、独占禁止法に対する認識を高めてもらうための工夫が必要である。

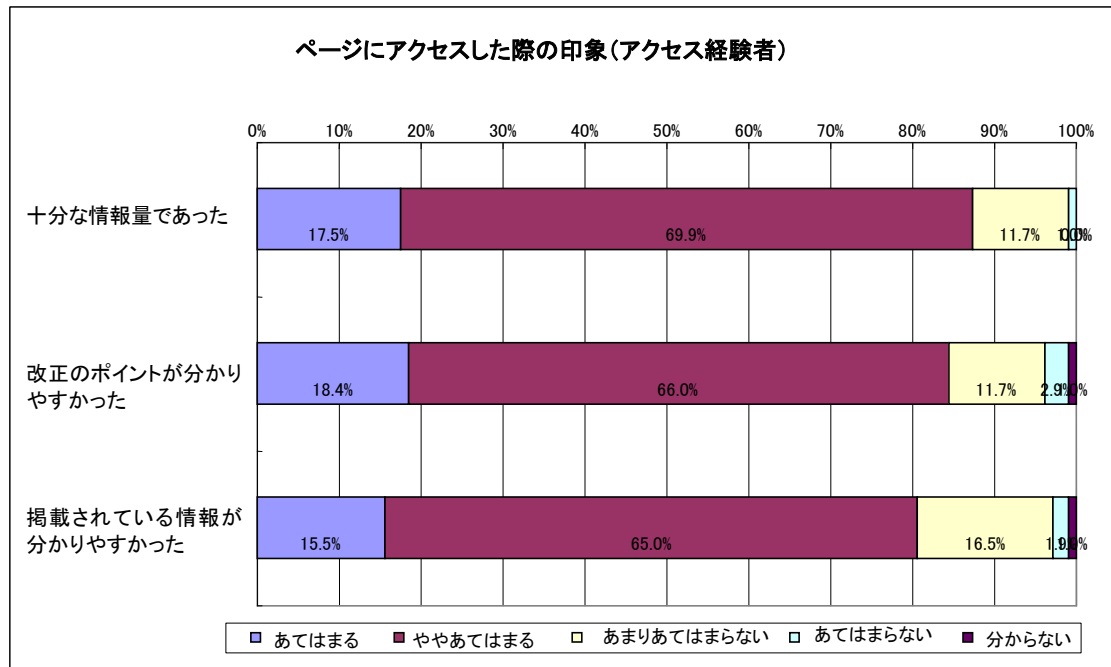
(表3)



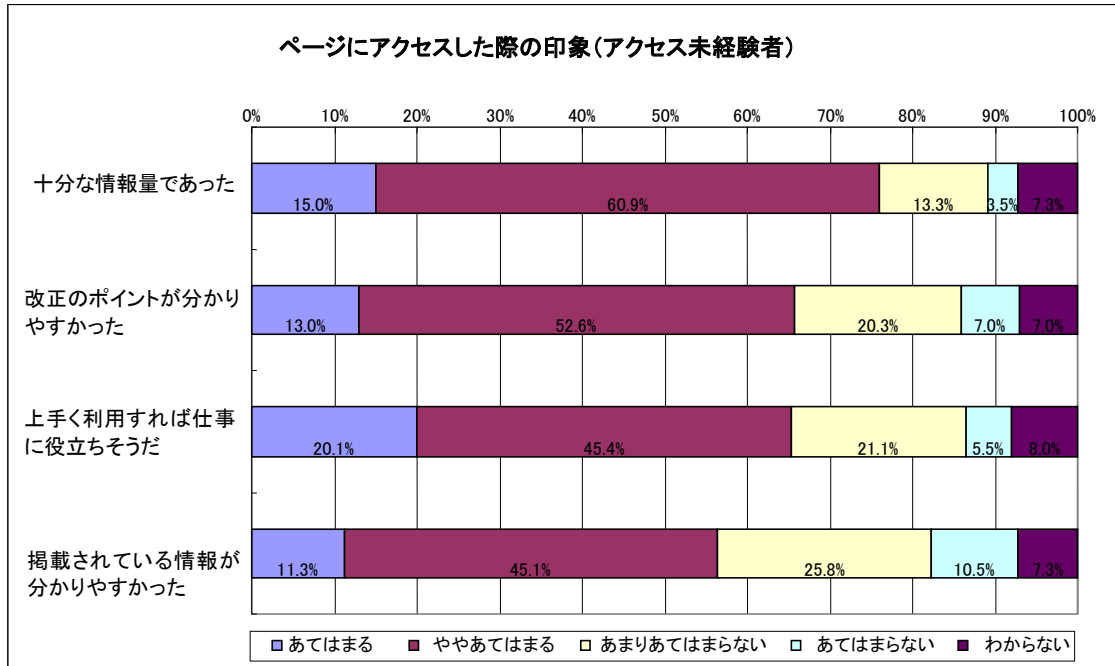
(表4)



(表5)



(表6)



(3) 効率性

ア 説明会等の開催による周知

公正取引委員会主催の説明会の開催案内については、公正取引委員会のホームページに掲載したほか経済団体等に対して傘下会員への周知を依頼するなどして行ったところ、参加者からのアンケートによれば、「経済団体・事業者団体からの案内等により開催を知った」が63.6%を占め、「ホームページで開催を知った」が32.0%であり、参加者の募集については効率的に行えたと考えられる。なお、これを開催地区別にみると、東京地区では「ホームページ」によるものが77.2%であるのに対して、九州地区では「経済団体・事業者団体」によるものが90.9%となっており、地区の事情に応じて様々なルートを利用して参加者を募集する必要があることが分かる。

また、それ以外にも商工会議所・事業者団体等の研修会、講演会等の場に公正取引委員会から講師を派遣して説明会を行うことにより、より多くの国民各層に改正独占禁止法の内容を周知するという意味では効率的に行うことができた。

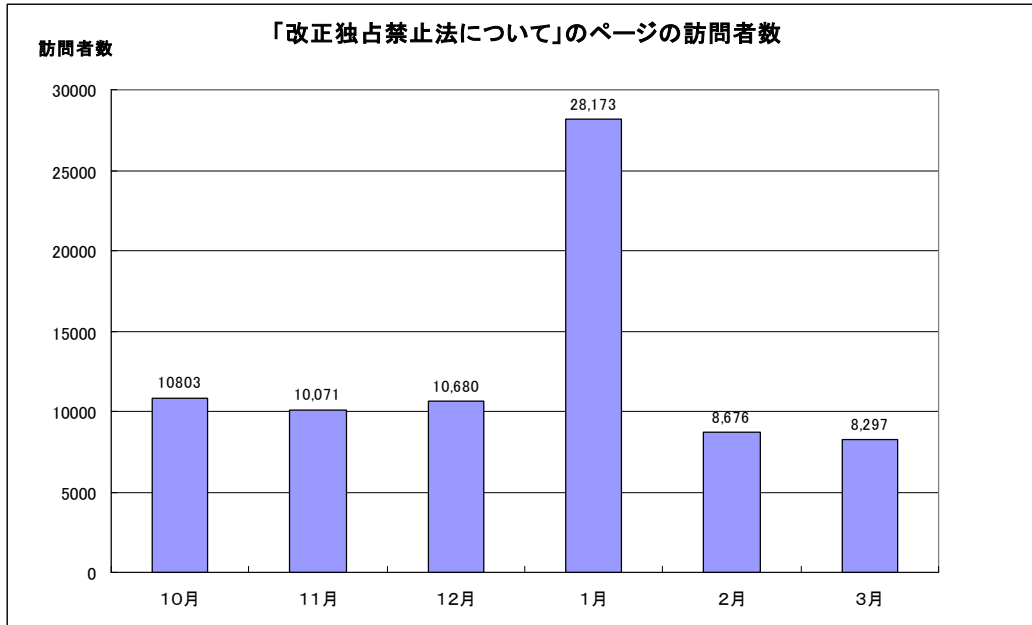
イ ホームページの活用による周知

平成17年10月以降平成18年3月までの改正独占禁止法関連ページへの訪問者数の合計は76,700件であり、ホームページを活用することにより効率的に改正独占禁止法の内容を周知することができたといえる(表7)。

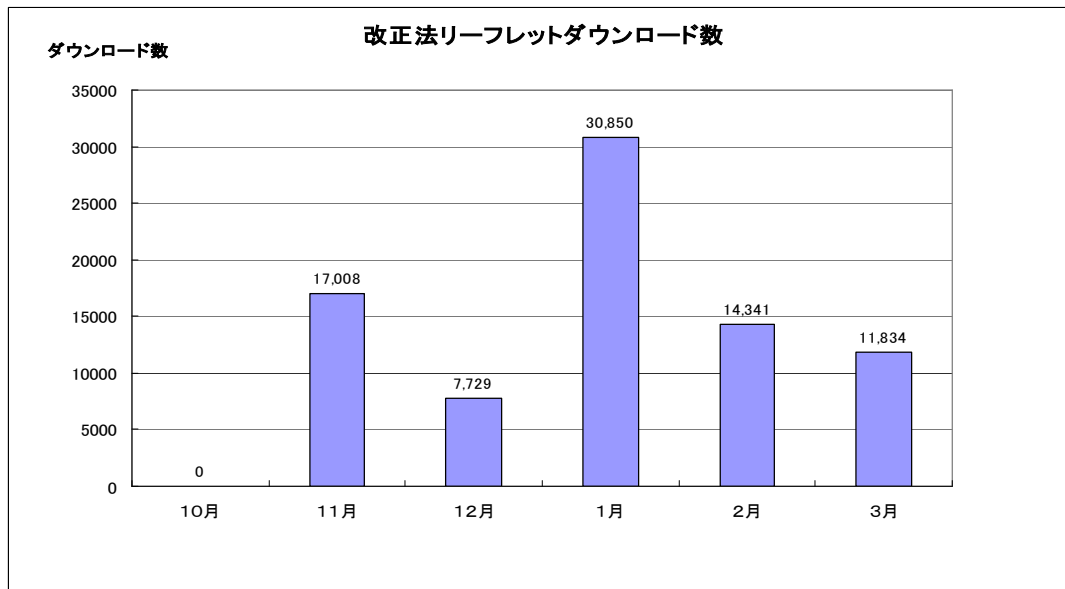
また、前記のとおり、より多くの国民各層に改正独占禁止法の内容を理解して

もらう観点から、ホームページにリーフレット「ここがポイント！“改正”独占禁止法」を掲載したところ、平成17年10月以降平成18年3月までの当該リーフレットのダウンロード数は81,762件であり、説明会で要望があった社内研修に使える資料の提供及び情報を求める利用者に直接提供できたという点においても効果的に対応することができたといえる(表8)。

(表7)



(表8)



(4) 今後の課題(政策への反映)

前記のとおり、独占禁止法違反行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争を維

持・促進するためには、改正独占禁止法の趣旨・内容を国民各層に幅広く周知する必要がある。特に、今回の法改正では、課徴金算定率の見直しや課徴金減免制度等新たな制度が多く導入されているので、事業者、消費者、事業者団体等、国民各層に対して、様々な機会、媒体を通じて情報発信を行い、改正法の趣旨、内容について、十分理解してもらう必要性が非常に高いことから、各種説明会の開催やホームページ等の媒体を活用した周知活動に努めてきたところである。

また、事業者には、今般の法改正を契機として独占禁止法コンプライアンスのますますの充実が求められているところであり、公正取引委員会としても引き続き様々な機会をとらえてその整備等の支援を行っていく必要がある。

今回の周知活動についてのアンケート調査では、説明会参加者やホームページにアクセスした人から、おおむね改正独占禁止法の理解を深めることができたとの評価を得られたが、一方で、情報量及び独占禁止法の理解度に応じた資料の充実、専門用語の解説、改正独占禁止法施行後の具体的事例など分かりやすさを念頭に置いた資料の作成など様々な意見・要望も寄せられており、これらに対応していくことが重要と考えられる。

また、ホームページに関するアンケート調査では、企業の法務部等の職員を対象に行ったが、当該ページにアクセス経験のある人の割合が2割程度と低かったことを踏まえると、従来以上に、パンフレット、ホームページ、事業者団体等への講師派遣等、いろいろな手段を通じて独占禁止法の普及啓蒙に努めていく必要があると考えられる。

9. 第三者の知見の活用状況

平成18年6月16日に政策評価委員会を開催して、政策評価委員より意見を聴取した。

各政策評価委員の意見は下表のとおり。

田辺委員	周知方法のうち、説明会の開催とホームページの活用について、それぞれその効果を評価しているが、これらの方法と他の周知方法の効果とを比較して、これらの方法が適当な方法であったかどうかという評価もあればよかったと思う。
田中委員	企業の法務部等に所属する人だけでなく、国民各層の独占禁止法の認知状況を把握し、周知活動の評価を行うことも考えてほしい。産業のサービス化が進む中で、独占禁止法違反をそもそも認識していない層に周知していくことが、今後、より重要であると思われる。
小西委員	ユーザーアンケートにおいて、改正独占禁止法関連ページにアクセスしたことがなかった人はどのような方法で情報収集したのか、また、これらの人は情報が必要になったとき、どのような方法で収集したのかということも聞いてみればよかったと思う。

実績評価書

担当課 景品表示監視室

1. 評価対象施策

景品表示法違反行為に対する措置（平成17年度）

【具体的内容】

景品表示法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査、事情聴取等）を行い、違反事実が認められた場合等には、その排除のために必要な措置（排除命令（景品表示法第6条に基づく法的措置をいう。以下同じ。）、警告又は注意をいう。）を講ずる。

2. 施策の目標（目標達成時期）

景品表示法に違反する不当景品、不当表示に対して厳正かつ迅速（半数以上の案件について、6か月を目途）に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護する。（各年度）

3. 評価の実施時期

平成18年4月～6月

4. 評価の観点

- (1) 事件処理は、国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応したか（必要性）。
- (2) 事件処理は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）。
- (3) 事件処理は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 政策効果の把握の手法

排除命令等を行った違反事件の内容

違反事件の処理件数

違反事件の処理期間

6. 評価を行う過程において使用した資料等

「平成17年度における景品表示法の運用状況及び消費者取引の適正化への取組」（平成18年5月23日公表）等

7. 施策の実施状況及びその効果

違反事件の処理状況の推移は表1～表4のとおりである。

平成15年11月施行の改正景品表示法第4条第2項を適用した事例は、5件公表され、これまでで通算7件の排除命令が行われたこととなった。

(注) 公正取引委員会は、景品表示法第4条第2項に基づき、商品・サービスの内容(効果、性能)について著しく優良であると示す表示(第4条第1項第1号違反被疑行為)に該当するか否か判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合、事業者が当該資料を提出しない場合には、不当表示とみなされる。

表1 事件処理件数

(単位：件)

年度	新規発生件数			処理件数					
	うち 申告	うち 職権探知	うち その他	うち 排除命令	うち 警告	うち 注意	うち その他		
13	775	340	326	109	10	7	455	238	710
14	842	453	290	99	22	17	495	265	799
15	1280	876	257	147	27	6	618	587	1238
16	1466	1098	238	130	21	21	722	740	1504
17	1406	1035	254	117	28	36	610	791	1465

(注) 1 新規発生件数の「その他」は都道府県からの移送等を指す。

2 平成16年4月より警告はすべて公表しており、それ以前の注意には警告非公表を含む(以下同じ)。

表2 景品表示法違反行為類型別件数 (単位：件)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
事件処理件数	472 (0.2%)	534 (13.1%)	651 (21.9%)	764 (17.4%)	674 (▲11.8%)
排除命令	10 (233.3%)	22 (120.0%)	27 (22.7%)	21 (▲22.2%)	28 (33.3%)
警告	7 (▲56.3%)	17 (142.9%)	6 (▲64.7%)	21 (250.0%)	36 (71.4%)
注意	455 (▲0.7%)	495 (8.8%)	618 (24.8%)	722 (16.8%)	610 (▲15.5%)
うち表示	341 (4.3%)	425 (24.6%)	544 (28.0%)	692 (27.2%)	596 (▲13.9%)
排除命令	10 (233.3%)	22 (120.0%)	27 (22.7%)	21 (▲22.2%)	28 (33.3%)
警告	7 (▲53.3%)	17 (142.9%)	6 (▲64.7%)	21 (250.0%)	36 (71.4%)
注意	324 (4.9%)	386 (19.1%)	405 (4.9%)	650 (60.5%)	532 (18.2%)
うち景品	131 (▲9.0%)	109 (▲16.8%)	107 (▲1.8%)	72 (▲32.7%)	78 (8.3%)
排除命令	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
警告	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
注意	131 (▲8.4%)	109 (▲16.8%)	107 (1.8%)	72 (▲32.7%)	78 (8.3%)

(注) 1 ()内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

2 「注意」は平成12年度からの措置区分である。

前記事件処理件数の行為類型別の内訳は下表のとおりである。

表3 不当表示事件の内訳 (単位：件)

関係法条	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
4条1項1号(優良誤認)	154 (51.0%)	228 (48.1%)	271 (18.9%)	306 (12.9%)	315 (2.9%)
4条1項2号(有利誤認)	166 (▲14.4%)	142 (▲14.5%)	237 (66.9%)	322 (35.9%)	241 (▲25.2%)
4条1項3号	37 (▲22.9%)	72 (94.6%)	56 (▲22.2%)	49 (▲12.5%)	69 (40.8%)
おとり広告	26 (0.0%)	27 (3.8%)	24 (▲11.1%)	19 (▲20.8%)	23 (21.1%)
原産国表示	6 (▲71.4%)	45 (650.0%)	26 (▲42.2%)	27 (3.8%)	24 (▲11.1%)
不動産おとり	5 (400.0%)	0 (—)	0 (—)	2 (100.0%)	1 (▲50.0%)
消費者信用	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
無果汁表示	0 (—)	0 (—)	6 (—)	1 (▲83.3%)	0 (▲100.0%)
有料老人ホーム	—	—	—	0 (—)	21 (100.0%)

(注) 1 ()内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

2 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表2の合計と一致しない。

表 4 景品事件の内訳

(単位：件)

関係告示	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
懸賞景品告示	93(0.0%)	68(▲26.9%)	60(▲11.8%)	44(▲26.7%)	45(2.3%)
総付景品告示	47(▲9.6%)	39(▲17.0%)	48(23.1%)	31(▲35.4%)	35(12.9%)
業種別告示	0(▲100.0%)	2(100.0%)	2(0.0%)	2(0.0%)	0(▲100.0%)

(注) 1 ()内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

2 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表2の合計と一致しない。

8. 評価

(1) 必要性

消費者が適正な選択を行える意思決定環境の創出・確保の観点から、商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより消費者の適正な選択を妨げる不当表示及び不当な顧客誘引となる過大な景品提供行為に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処することが必要不可欠である。それだけではなく、商品選択における国民のニーズの動向を踏まえた法運用を行うことが重要である。

平成17年度においては、特に以下のような分野の事件に積極的に取り組んだ。

① 高齢化社会関連

- ・ 有料老人ホーム告示の適用(排除命令2件, 注意21件)

② 食品関連

- ・ ダイエット食品・健康食品に係る不当表示(排除命令2件, 警告1件)
- ・ 食品(ダイエット食品・健康食品以外)に係る不当表示(排除命令14件, 警告3件)

③ 地域ブランド関連

- ・ 陶磁器の原産国の不当表示(排除命令1件)
- ・ 重要無形文化財に係る商品の不当表示(警告10件)

これらは、

- ① 高齢化社会の進展により有料老人ホームへの需要が高まっていること
- ② 健康・安全志向の中で消費者の食品の表示に対する意識が高まっていること
- ③ 知的財産としての地域ブランド保護への意識が高まっていること

といった国民のニーズを踏まえたものである。

(2) 有効性

ア 違反事件の処理

平成17年度の景品表示法の事件処理件数は、排除命令28件(前年度比33%増)、警告・公表36件(前年度比71%増)及び注意610件(前年度比16%減)の計674件(前年度比12%減)であった。排除命令件数は最近4年間の平均20件に比べ8件多く、警告件数は最近4年間の平均12.8件に比べ約23件多かった。これは、

平成13年度後半以降、一連の食肉偽装表示に端を発した消費者の表示に対する不信感を払拭すべく、食品関連のみならず幅広い業界について監視を強化してきた結果であり、かつ、消費者の意識の高まりを受けて増加した申告に対して、当委員会が違反摘発能力を高め、厳正かつ積極的に対応してきた現れである。

また、平成17年度には、高齢化社会の進展により需要が高まっている有料老人ホームの不当表示、健康・安全志向の中で消費者の表示に対する意識が高まっている食品の不当表示、地域ブランド保護への関心が高まってきている中での陶磁器の原産国の不当表示、重要無形文化財に係る不当表示など、国民生活に深く関わる表示について、幅広い分野の事案を取り上げている。これは、広く事業者に対して景品表示法への注意・関心を促すことにつながるものであり、違反行為の未然防止という観点からも意味のあるものである。

なお、不当表示事件の処理件数全体は596件であり、前年度比13.9%減となっているが、平成16年度は年度当初に消費税総額表示に関する不当表示事件が多く発生した(処理件数全体の約2割を占めた。)ことから特に件数が多かったものと考えられる。平成17年度においては、このような特殊要因がなかったため件数は前年度より減少しているが、最近4年間の平均約501件を大きく上回っており、積極的に事件処理に取り組んでいると評価できるものである。

このように、不当表示事件の処理を例年以上に行いつつ、排除命令、警告・公表の措置件数が増加し、また、幅広い分野の事案に取り組んでいることから、景品表示法違反行為に対する厳正な対処という目標を達成していると考えられる

イ 社会的認知度

平成14年度、平成15年度、平成16年度、平成17年度に行った排除命令は、それぞれ22件、27件、21件、28件であるが、これらは例外なくすべて新聞報道されている。平成17年度に行った排除命令に係る日刊新聞報道量を計測したところ、排除命令についての報道量は計1,885行で、1件当たりの平均は、約67行であった。

平成17年度における申告(1,035件)の内容については、当委員会が措置を採った分野や措置に関連する情報も多かった。したがって、法的措置である排除命令の措置を積極的に採り、これが報道されることで、景品表示法違反事件に対する社会的な関心を高めるものであり、また、排除命令は、一つの業界に与える影響のみならず、他の業界にも影響し、その効果は積極的に評価できる。

(3) 効率性

ア 平成17年度に排除命令を行った事件の処理に要した日数(事件処理開始日から排除命令までの期間で休日を含む。以下「事件処理日数」という。)の平均値は210

日であり、前年度に比し15日増加している。

表5 排除命令事件調査に要した平均日数 (単位：日，件)

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
事件処理日数	148(45.1%)	173(16.9%)	183(5.8%)	195(6.6%)	210(7.7%)
排除命令件数	10	22	27	21	28

(注) ()内は対前年度増加率(%)である。

また、年度ごとに、上記事件処理日数の分布をみると、次のとおりであり、一昨年度まではおおよそ半年以内での処理が多いものの、平成17年度は半年～1年で処理する事例が増加し、全体的に事件処理が長期化する傾向が認められる。

表6 事件処理日数の分布 (単位：件)

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
3ヶ月以内(1～91日)	2	8	4	2	1
6ヶ月以内(92～182日)	6	6	16	7	7
9ヶ月以内(183～274日)	2	4	3	8	16
1年以内(275～365日)	0	2	2	3	2
1年3ヶ月以内(366～456日)	0	0	2	1	1
1年6ヶ月以内(457～547日)	0	0	0	0	1
1年9ヶ月以内(548～639日)	0	2	0	0	0

平成17年度においては、一定の人員の増員を図るとともに、効率的な事件処理のため、排除命令案件への重点的な人員配置などリソースの効率的配分、情報管理と事件処理とを区分した形でのより実際的な実務研修等を実施してきたところである。しかし、申告件数の増加、複雑かつ巧妙な不当表示事件の増加、排除命令を受けた事業者が不服申立を行う審判事案の発生等もあり、上記のような長期化の傾向が生じているものと考えられ、おおよそ9割近い事案については、9か月以内に処理しているものの、半数以上の案件を6か月を目途に処理するという目標は達成できていない。

事件処理の迅速化の観点からは、今後、一層のスピードアップの努力が必要であると考えられ、限りある人員体制の中で、厳正かつ迅速な事件処理を実現していくためには、更なるリソースの効率的な配分に加え、景品表示法違反事件調査部門の職員の調査能力の向上や調査手法の改善にも更に取り組んでいく必要があると思われる。

なお、景品表示法第4条第2項適用案件(5件)の審査期間は平均323.2日であり、一般の景品表示法違反事件と比較して、処理に期間を要してしまっている。過去の同種の事案では、事件処理に1年以上要した事案も少なくないため、第4条第2項の導入の効果が無いとはいえないが、迅速処理という同項の趣旨がより一層いかされるよう、これまでの通算7件の運用実績を踏まえ、より効率的な法運用に努めていく必要がある。

イ また、排除命令等と同時に、業界団体等に表示の適正化について要望を行うことがある。これは、違反に問われた事業者のみならず、業界全体における適正な表示に対する認識を高める効果が期待できるという点で、効率的な手法であると言える。平成17年度に行われた要望は以下のとおりである。

表7 排除命令等と同時に要望等が行われた例

排 除 命 令 ・ 警 告	要 望 等 の 概 要
結城紬の販売業者に対する警告 (平成17年7月11日)	結城紬の製造業者は、本場結城紬検査協同組合に対して検査申請を行い、同検査協同組合から、「重要無形文化財指定」と記載された検査証票及び「合格」と記載された検査証票の貼付を受け、景品表示法の規定違反につながるおそれのある表示を行っていたことから、同組合に対し、早急に結城紬の検査体制を整備することを要請した。
株式会社ベルーナに対する警告 (平成17年12月7日)	通信販売を行う事業者の団体である社団法人日本通信販売協会に対し、同様の行為の未然防止と適正表示の一層の徹底が図られるよう、会員への指導の強化について、要望を行った。
食品のり販売業者9名に対する排除命令 (平成18年3月23日)	食品のり製造販売業者の団体である食品のり公正取引協議会に対し、同様の行為の未然防止と適正表示の一層の徹底が図られるよう、会員への指導の強化及び公正競争規約の見直し等について、要望を行った。
水産加工食品の製造販売業者3社に対する排除命令 (平成18年3月29日)	水産加工食品の製造販売業者の団体である全国観光土産品公正取引協議会及び全国珍味商工業協同組合連合会に対し、同様の行為の未然防止と適正表示の一層の徹底が図られるよう、会員への指導の強化等について、要望を行った。

(4) 今後の課題(政策への反映)

我が国経済社会の構造改革が進展する中、競争政策の重要性は益々高まっている。こうした状況の中で、国民の適切な商品選択に資するため、積極的かつ迅速に景品表示法違反行為を排除していく必要性が増しており、公正取引委員会の景品表示法違反事件調査部門の定員数は増員が図られてきているところである。また、景品表示法の改正により、都道府県の権限が強化されるとともに、近年増加している効能・効果に関する不当表示に迅速に対応するため、公正取引委員会の求めに応じて一定期間内に根拠となる資料を提出しなければ、当該表示が不当表示とみなされるようになる等、景品表示法の執行力を高める法改正が行われたところである。

しかし、申告件数の増加、不当表示事件の複雑かつ巧妙化、排除命令を受けた事業者が不服申立を行う審判事案の発生等により、半数以上の案件を6か月を目途に処理するという目標は達成されていない。

公正取引委員会が、引き続き、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、事件の処理を厳正かつ迅速に行うためには、より多くの人員を投入して厳正な事件処理を迅速に行うことが不可欠であり、依然として当該調査部門の人員は十分といえないものと考えられ、公正取引委員会の景品表示法違反事件調査部門全体にわたる体制の整備に努めていく必要がある。

また、体制の整備に努めるとともに、事件の処理を厳正かつ迅速に行うため、

- ① 限られたリソースの中で最大限の成果を挙げるためのリソースの効率的な配分
- ② 改正法の積極的な活用と都道府県との連携強化
- ③ 増加する情報提供に対し、情報の処理を的確かつ効率的に行うため、情報管理担当者の研修を充実させるとともに、担当者間の情報共有の促進
- ④ 類似事案を同時期に処理する等調査の効率化
- ⑤ 中堅調査担当官の調査手法を向上させ、充実した調査を迅速に実施するためのより高度な実務研修や初任者に対する研修の充実等に取り組んでいく必要がある。

9. 第三者の知見の活用状況

平成18年6月16日に政策評価委員会を開催して、政策評価委員より意見を聴取した。各政策評価委員の意見は下表のとおり。

東條委員	改正景品表示法第4条第2項を適用した案件については、評価書にもあるとおり事件処理に時間を要しており、今後の課題として、迅速処理というこの制度を導入した趣旨をいかすための方策も検討すべき。
------	---

1. 評価対象施策

消費者取引の適正化の推進
－消費者向け電子商取引における表示の適正化－

【具体的内容】

一般消費者を「電子商取引調査員」として委嘱し、インターネット上の広告表示の監視を行わせ、電子商取引監視システムを通じて報告を求めることにより、常時監視を行い、景品表示法違反事件の端緒、景品表示法の遵守について啓発するメールの送信等に利用している。

2. 施策等の目的

消費者向け電子商取引の健全な発展と消費者取引の適正化を図り、不当な顧客誘引を防止することにより、公正な競争を確保し、一般消費者の利益を確保する。

3. 評価の実施時期

平成18年4月～6月

4. 評価の目的(ねらい)及び観点

消費者向け電子商取引における表示の適正化を推進するため、電子商取引監視調査システムを運用しているところ、以下のような観点から、本施策に対する評価を行うことにより、本施策の課題を抽出するとともに、改善を図る。

- (1) IT分野の進展に伴う、競争環境の変化に適切に対応したか(必要性)。
- (2) 不当な表示の改善等の方策として有効であったか(有効性)。
- (3) 不当な表示の改善等は効率的に行われたか(効率性)。

5. 政策効果の把握の手法

- ・ 電子商取引監視調査システムに寄せられた情報件数、啓発メール送信件数の分析
- ・ 電子商取引監視調査システムに寄せられた情報の分析
- ・ 啓発メールを受けた事業者の表示の改善状況の検証

6. 評価を行う過程において使用した資料等

- ・ 啓発メール送信件数一覧

- ・「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」(平成14年6月策定, 平成15年8月一部改定)

7. 施策の実施状況

(1) 消費者向け電子商取引における表示の監視体制

ア 電子商取引監視調査システムの運用

公正取引委員会は、一般家庭におけるインターネット接続環境の急速な普及、進歩とともに拡大しつつある消費者向け電子商取引の健全な発展と消費者取引の適正化を図る観点から、インターネットを利用した広告表示について、従来から、集中的かつ定期的な監視調査(インターネット・サーフ・デイ)を実施してきているところであるが、これに加え、平成14年8月からは、電子商取引監視調査システムの運用を開始し、一般消費者に、「電子商取引調査員」としてインターネット上の広告表示の調査を委嘱して、問題となるおそれがあると思われる表示について報告を受け、景品表示法違反事件の端緒の発見、景品表示法の遵守について啓発するメールの送信等に活用している。

イ 電子商取引調査員の委嘱

公正取引委員会は、平成14年8月の電子商取引監視調査システムの運用開始とともに、50名の電子商取引調査員を委嘱し、監視体制を整備した。なお、平成15年度からは、電子商取引調査員を50名から80名に増員し、監視体制の強化を図った。

電子商取引調査員の主な活動内容は以下のとおりである。

- インターネット上の不当表示などを常時監視し、景品表示法に違反するのではないかとと思われる情報を、電子商取引監視調査システムを通じ報告すること。
- 公正取引委員会の依頼に応じて、例えば、インターネット上のある表示が一般消費者に誤認されるかどうかについて一般消費者としての印象を、電子商取引監視調査システムを通じ報告すること。
- 公正取引委員会が行う消費者行政に関する業務についての意見・要望を、電子商取引監視調査システムを通じ報告すること。

電子商取引調査員から寄せられた情報の件数は以下のとおりである。

表1 電子商取引調査員からの報告件数

	14年度 ^{※1}	15年度	16年度	17年度
常時監視	355	1, 102	1, 255	1, 297
その他 ^{※2}	367	367	298	326
合計	722	1, 469	1, 553	1, 623

※1 電子商取引監視調査システムの運用を開始した8月以降の件数である。

※2 「インターネット・サーフ・デイ」や「International Internet Sweep」の件数を含む。

(2) 問題があると思われる表示を行っているサイトの管理者に対する啓発

公正取引委員会は、電子商取引監視調査システムを通じ、電子商取引調査員から受けた報告で、問題となるおそれがあると思われる表示について、「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」（平成14年6月策定、平成15年8月一部改定）に照らして問題があると認められたサイトの管理者に対し、景品表示法の遵守について啓発するメールを送信している。

また、啓発メールを送信したサイトに対しては、一定期間後にフォローアップを行い、表示が改善されているかどうかの点検を実施しており、表示が未改善のサイトに対しては、再び景品表示法の遵守について啓発するメールを送信している。啓発メールを2回送信しても改善がみられなかったサイトについては、違反事件調査部門に情報提供を行っている。

表2 啓発メール送信件数

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
常時監視	—	—	11 ^{※1}	43	33	47
その他 ^{※2}	169	108	97	46	38	47
合計	169	108	108	89	71	94

※1 電子商取引監視調査システムの運用を開始した8月以降の件数である。

※2 「インターネット・サーフ・デイ」や「International Internet Sweep」の件数を含む。

(3) 諸外国の関係当局との連携

インターネットで生じる問題は、国内にとどまるものではないことから、OECD加盟国を中心とした消費者保護機関等が参加して構築されているICPEN（International Consumer Protection and Enforcement Network:国際的消費者保護・執行ネットワーク）が実施し、参加各国の関係当局においてインターネット上の広告について共通のテーマを選定し、法令違反の疑いがないかを同一日時に一斉に点検するInternational Internet Sweepに参加するなど諸外国の関係当局との連携を深めているところである。

表3 International Internet Sweep 参加状況

開催名称	実施時期
第3回 International Internet Sweep ^{※1}	平成13年2月14日～15日
第4回 International Internet Sweep ^{※1}	平成14年1月28日～2月1日
第5回 International Internet Sweep	平成15年2月11日～13日 ^{※2}
第6回 International Internet Sweep	平成16年2月10日～12日 ^{※2}
第7回 International Internet Sweep	平成17年2月21日～22日

※1 ICPENの前身であるIMSN(International Marketing Supervision Network)が実施した。

※2 ただし、2月11日(祝日)を除く。

(4) 消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項の策定等

公正取引委員会は、消費者向け電子商取引の健全な発展と消費者取引の適正化を図るとの観点から、「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」(以下「留意事項」という。)を策定し、平成14年6月5日に公表した。

また、ADSL回線を利用したインターネット接続サービス(以下「ADSL接続サービス」という。)利用者の大幅な増加に伴い、ADSL接続サービスの取引に係る広告表示に関する一般消費者の苦情等が寄せられている状況を踏まえ、公正取引委員会は、インターネット接続サービス事業者のADSL接続サービスの取引に係る広告表示について実態調査を行った(平成15年6月25日調査結果公表)。当該実態調査結果に基づき、留意事項の一部を改定し、平成15年8月29日に公表した。

公正取引委員会は、留意事項を事業者等に対し十分周知することにより消費者取引の適正化を図るとともに、景品表示法に違反する事実が認められた場合は法的措置を講じるなど厳正に対処することとしている。

8. 評価

(1) 必要性

電子商取引等の促進をはじめとするIT化の推進は、我が国の重要政策課題とされているところである。特に、消費者向け電子商取引の促進のためには、事業者から消費者に対して商品選択上の重要な情報が適切に提供され、電子商取引に対する消費者の信頼を確保することが重要である。この点について、「e-Japan重点計画－2004」(平成16年6月15日)では、次のように定めている。

○ e-Japan重点計画－2004(平成16年6月15日)(抄)

Ⅲ 重点政策5分野

3. 電子商取引等の促進

(3) 安全・安心な電子商取引環境の整備

2) 消費者保護対策の充実

ア) 電子商取引における表示の適正化(公正取引委員会)

消費者取引の適正化を図り、消費者が安心して利用できる電子商取引の環境を整備するため、電子商取引監視調査システムの運用等により、B to C取引における表示について、常時監視を行うとともに、景品表示法に違反する事案に接した場合は、厳正かつ迅速に対処する。

ITの発展に伴い、インターネットを利用した電子商取引が急速に進展し、かつインターネットを活用した販売方法が多様化している中で、電子商取引における不当表示等を効果的に調査・規制するためには、電子商取引監視調査システムを活用し、電子商取引における表示の適正化を図ることは必要不可欠であり、また、急速に拡大している電子商取引市場において、今後の必要性も高まっていくものと考えられる。

(2) 有効性

ア 啓発メールの送信

公正取引委員会に電子商取引調査員から電子商取引監視調査システムを通じて寄せられた情報のうち、留意事項に照らして問題があると思われるサイトに対しては啓発メールを送信しており、啓発メール送信後の当該サイトの改善状況は、以下のとおりである。

表4 啓発メール送信後の改善状況(常時監視分)

啓発メール送信日	送信件数	フォローアップ1回目 ^{※1}		フォローアップ2回目 ^{※2}	
		改善件数	改善率	改善件数	改善率
平成15年1月	11	2	18%	10	91%
平成15年7月	14	12	86%	13	93%
平成15年10月	8	7	88%	8	100%
平成16年3月	21	17	81%	18	86%
平成16年7月	3	3	100%	—	—
平成16年11月	18	15	83%	15	83%
平成17年2月	12	6	50%	9	75%
平成17年7月	15	9	60%	14	93%
合計	102	71	70%	90	88%

※1 未改善のサイトの事業者に対しては、再度啓発メールを送信している。

※2 未改善のサイトについて、景品表示法違反事件の端緒情報としている。

啓発メールを送信した後、当該サイトにおいて、何らかの表示の改善が行われたものについて、その状況を検証した結果、1回目の啓発メールの送信により約70%の表示に改善がみられた。また、1回の啓発メールのみでは、表示に何ら改善がみられないサイトの管理者に対して、再度啓発メールを送信すると、全体で約90%の表示に改善がみられた。

啓発メール送信後の表示の改善状況を個別に検証すると、大きく分けて、次のような形態がみられる。

- ① 表示内容の修正・・・景品表示法を遵守する内容に改善(表示の修正・削除)
- ② ページの削除・・・当該サイトで問題があると思われる表示があるページ

の削除、リンク切れ

上記①の具体的な表示の改善例は以下のとおりである。

- 二重価格表示において、最近相当期間にわたって販売されていない価格を「通常価格」と称し、比較対照価格としているサイトの管理者に対し啓発メールを送信した結果、正しい根拠である「メーカー希望小売価格」又は正しい通常価格に修正、若しくは、当該比較対照価格そのものが削除された。
- 「2kg減まで6時間！？」、「寝ている間にダイエット！」など、具体的な効果を謳ったダイエット関連商品を販売するサイトの管理者に対し啓発メールを送信した結果、当該表示が削除された。
- 効果、性能表示を行っているが、その効果、性能表示に関する合理的根拠が記述されていないケースにおいて、根拠となるデータが当該表示の近くに掲載された。

このように、電子商取引監視調査システムを利用した啓発メールの送信は、表示を改善させる方法として、有効に機能していると評価できる。

イ 電子商取引調査員1人当たりの報告件数について

電子商取引調査員1名当たりの報告件数は、下表5のとおりであり、同システムを導入した平成14年度は人員や実施時期が異なっているため、同一に比較することはできないが、年々増加傾向にある。

報告件数の増加のみで、不当表示の未然防止という観点から、必ずしも有効性を判断できるものではないが、報告件数の増加は啓発メールを送信すべき対象の増加にもつながるものであり、同システムが有効に機能していることを示していると思われる。

表5 電子商取引調査員からの報告件数

	14年度	15年度	16年度	17年度
報告件数	722件	1,469件	1,553件	1,623件
調査員数	50人	80人	80人	80人
委嘱期間	8月	12月	12月	12月
1人当たりの年間報告件数	14.4件	18.4件	19.4件	20.3件

エ 違反被疑事件の端緒情報の提供

啓発メールを2回送信しても何ら改善されない事業者については、違反事件調査部門に情報提供を行っており、端緒情報の収集手段のひとつとなっているところであるが、今後は、この情報がより一層活用されるような情報提供の方法、内容等について検討を行う必要もあると考えられる。

(3) 効率性

ア 電子商取引調査員から報告させたものの中から啓発メールを送信することについて

電子商取引調査員から報告がある件数は、表1のとおりであり、年々増加傾向にある。最近では年間1,500件を超える状況にあるが、当委員会の電子商取引担当官のみが常時監視を行おうとすれば、当然にして監視する範囲には限界があり、電子商取引調査員に常時監視を委嘱することは、当委員会の職員が直接監視を行うよりも、より多くの表示を監視し、改善させることができるという点から効率的であると考えられる。

また、啓発メールの送信による表示の改善は、電子商取引調査員の監視と報告、そして、報告を受けた職員の啓発メールの送信という簡易な方法によるものであるが、啓発メールを送信した結果、約90%の表示が改善されていることから、表示の改善という観点からは、効率的な手法であると評価できる。

イ 報告から啓発メール送信までの日数について

啓発メールを送信した表示について、報告から送信までに要した日数を検証すると、下表6のとおりである。

表6 報告から啓発メール送信までの日数

報告を受けた年度	14年度	15年度	16年度	17年度
啓発メール送信時期	平成15年1月 平成15年7月	平成15年10月 平成16年3月 平成16年7月	平成16年11月 平成17年2月 平成17年7月	平成17年11月 平成18年2月
1件あたりの平均日数	150.6日	101.7日	139.5日	113.2日

日々刻々と変化している電子商取引における表示については、報告を受けて直ちに啓発メールを送信することが、表示の改善、不当表示の未然防止のために必要であると考えられる。しかし、報告件数に対し、これを処理する担当官が1名と少ないことから、平成17年度には報告を受けてから啓発メールを送信するまでに約3か月を要しており、速やかな啓発メールの送信はできていない状況にある。

ウ アンケート調査への活用

景品表示法違反被疑事件の調査過程において、表示から一般消費者がどのような印象を受けるのかについて、アンケート方式により意識調査を実施す

ることがある。当委員会が既に昭和39年から制度を導入している消費者モニターに対する調査においては、同様の調査を紙媒体で郵送にて実施しており、アンケートに回答を得るまでに1、2週間の日数を要しているが、電子商取引調査員に対し、電子商取引監視調査システムや電子メールを利用し、同様の意識調査を実施したところ、調査依頼から回答までに要した日数は、4日以内であり、かつ、回答率も9割近いことから、電子商取引調査員を活用することにより、効率的なアンケート調査が実施できたものと考えられる。

表7 平成17年度アンケート実施状況

	1回目	2回目
回答数	73件	71件
回答率	91.3%	88.8%
回答日数	2日	4日

(4) 今後の課題(政策への反映)

ア 処理日数の短縮

電子商取引調査員から報告を受け、啓発メール送信までの間に約3か月を要しているが、日々刻々と変化するインターネット上の表示については、処理日数の短縮を図る必要がある。このためには、平均処理日数の目標を掲げ、この期間内に処理するための具体的な方策を検討する必要がある。

イ 電子商取引調査員の能力の向上

電子商取引調査員から寄せられる情報数に対する啓発メールの送信比率は、最近3年間でみると、約5%前後である。この比率が高いか低いかについては、単に割合や件数のみでは判断できないが、啓発メールの送信は、表示の改善、景品表示法の啓蒙、普及という観点からも意義があり、送信件数、送信割合を高めていく必要がある。

ただし、電子商取引調査員から寄せられる情報のすべてが景品表示法に照らし、明らかに問題等を有しているものといえない状況も事実であり、今後、調査員から報告される情報の質を高めるなどの工夫も必要であると考えられる。

このため、平成18年度の電子商取引調査員に対する研修を年1回から年2回とするとともに、研修内容も単に同システムの利用方法のみに偏ることなく、法の趣旨及び法の運用状況についての説明も充実させ、よりの確な情報を報告させることができるよう、研修会の在り方を検討することとしたい。

ウ 違反事件調査部門への的確な情報提供

啓発メールを2回送信しても、何ら改善が見られない事業者については、違反事件調査部門へ情報提供を行っているところであるが、今後は、この情報がより一層活用されるよう、研修の充実等により電子商取引調査員が報告する情報の質を高めるとともに、違反事件調査にすぐに着手できるような情報の提供

に努め、こうした事業者の表示について改善を進めていく必要がある。

エ 留意事項の周知及び見直し

依然として消費者向け電子商取引サイト上における不適正な表示が散見されることから、事業者に対し、留意事項等の更なる周知活動を行う必要がある。また、現在の留意事項が急速に発展しているインターネット上の電子商取引に的確に対応しているかの検証を行い、必要に応じて同留意事項の見直しを行う必要がある。

オ 監視体制の強化

現状、電子商取引調査員から寄せられた情報の精査、啓発メールの送信業務を公正取引委員会担当官1名で行っているところ、より多くの案件をより短期間で処理するために、担当官の拡充を検討するなど監視体制の強化を図る必要がある。

9. 第三者の知見の活用状況

平成18年6月16日に政策評価委員会を開催して、政策評価委員より意見を聴取した。

各政策評価委員の意見及び評価書への反映状況は下表のとおり。

田中委員 田辺委員	行政機関である公正取引委員会が啓発メールを送信することは、非常に有効であると思われるが、国民生活センターや NPO 法人が、まず、このような取組を行い、改善されないものに対して公正取引委員会が動くというように2段階で行うことがより望ましい形だと思われるので、今後の課題として、こうした点についても検討してはどうか。
田中委員	啓発メールの送信は非常に有効な方法であるにもかかわらず、担当官は1名だけであり、より多くの案件を短期間に処理するためには担当官の増員が必要であることも評価に加えるべき。 (対応) 今後の課題として明記することとした。

1. 評価対象施策

下請法違反行為に対する措置(平成17年度)

【具体的内容】

下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入調査, 招致調査等)を行い, 違反行為が認められた場合には, 下請事業者の保護のために必要な措置(法的措置(下請法第7条に基づく勧告)及び警告)を講じる。

2. 施策目標(目標達成時期)

- (1) 下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延, 減額等に対して厳正かつ迅速(処理期間6か月以内を目途)に対処し, これらを排除することにより, 下請取引の公正化を図るとともに, 下請事業者の利益を保護する。(各年度)
- (2) 平成16年4月の改正下請法の施行により, 新たに下請法の対象となった情報成果物作成委託及び役務提供委託の分野の下請取引においては, 従来から同法の対象となっている製造・修理委託の分野に比べて発注書面交付率が低いことから, この発注書面交付率を平成17年度から同19年度までの3年間で製造・修理委託分野の発注書面交付率まで引き上げる。【成果重視事業】(注1, 注2)
(注1) 下請法第3条は, 親事業者が, 発注に当たって, 下請事業者が発注内容に関する所定の事項を記載した書面を交付する義務があることを定めている。
(注2) 役務委託等の分野の下請取引適正化については, 成果目標(Plan)－予算の効率的執行(Do)－厳格な評価(Check)－予算への反映(Action)を実現する予算制度改革を定着させるために政府全体で取り組んでいる「成果重視事業」に位置付けられている。「成果重視事業」とは, 定量的な達成目標を明示し, 弾力的な予算執行を行い, 厳格な事後評価と次の予算への反映を実現するとともに, 政策体系上の位置付けの明確化等政策評価との連携を強化した事業である。

3. 評価の実施時期

平成18年4月～6月

4. 評価の観点

- (1) 事件処理は, 国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応したか(必要性)。
- (2) 事件処理は, 下請取引の公正化とともに, 下請事業者の利益を保護する上で

有効であったか(有効性)。

(3) 事件処理は、効率的に行われたか(効率性)。

5. 政策効果の把握の手法

勧告等を行った違反事件の内容

違反事件の処理件数

違反事件の処理期間

発注書面交付率の状況

6. 評価を行う過程において使用した資料等

「平成17年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」
(平成18年5月17日公表)等

7. 施策の実施状況及びその効果

(1) 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての申告が期待できないことから、従来から、親事業者及びその下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

平成16年4月の改正下請法の施行により、これまで定期的に書面調査を行ってきた製造・修理委託(以下「製造委託等」という。)を行っている業種に加え、新たに規制対象となった情報成果物作成委託及び役務提供委託(以下「役務委託等」という。)を行っていると思われる業種についても、書面調査を実施することとしており、平成17年度は改正法の施行2年目に当たる。

平成17年度における書面調査は、約31,000社の親事業者を対象に実施し、このうち役務委託等に係る親事業者は約13,000社となっており、また、下請事業者約171,000社を対象に下請事業者調査を実施し、このうち、役務委託等に係る下請事業者は約47,000社となっており、調査票の発送数は前年度並みである。

(2) 違反被疑事件の処理状況等

ア 新規発生及び処理状況

平成17年度の下請法違反被疑事件について、勧告及び警告の措置を講じた件数(以下「措置件数」という。)は4,025件(前年度比55.5%増)となっている。措置件数が大幅に増加しているのは、改正法施行2年目に入り、年間を通して役務委託等に係る事件処理を実施したことによる。また、役務委託等の違反被疑事件に厳正に対処するなどした結果、勧告件数が10件と前年度の4件から大幅に増加している。

表1 事件処理件数

(単位:件)

年度	新規発生件数				処理件数				
	うち 書面調査	うち 申告	うち 措置請求	措置件数		不問	計		
				勧告	警告				
13	1,367	1,308	59	0	3	1,311	44	1,358	
14	1,427	1,357	70	0	4	1,362	60	1,426	
15	1,409	1,341	67	1	8	1,357	71	1,436	
16	2,710	2,638	72	0	4	2,584	75	2,663	
内訳	製造委託等	(1,610)	(1,561)	(49)	(0)	(4)	(1,520)	(56)	(1,580)
	役務委託等	(1,100)	(1,077)	(23)	(0)	(0)	(1,064)	(19)	(1,083)
17	4,074	4,009	65	0	10	4,015	41	4,066	
内訳	製造委託等	(1,974)	(1,934)	(40)	(0)	(5)	(1,951)	(26)	(1,982)
	役務委託等	(2,100)	(2,075)	(25)	(0)	(5)	(2,064)	(15)	(2,084)

(注)1 新規発生件数のうち措置請求は、中小企業庁長官からの措置請求案件である。

2 新規発生件数と処理件数の差は、翌年度への繰越件数となる。

イ 違反行為類型別の内容

(ア) 違反事件の内容を違反行為類型別にみると、発注書面の交付義務違反等の手続規定違反は4,278件となっており、このうち、発注時に下請代金の額、支払方法等を記載した書面を交付していない、又は交付していても記載すべき事項が不備のもの(第3条違反)が3,633件、下請取引に関する書類を一定期間保存していないもの645件となっている。

(イ) 親事業者の実体規定違反(禁止行為違反)は2,068件であり、これを違反類型別件数で見ると、多い順に、下請代金の支払遅延、減額、長期手形、やり直し等、購入等強制となっている。特に、支払遅延は、役務委託等の分野で多かったこともあり、1,344件(前年度比79.0%増)と大幅に増加している。

表2 下請法違反行為類型別件数

(単位:件,%)

年度	手続規定違反			実体規定違反												合計	
	3条違反	5条違反	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	長期手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
13	1,067	167	1,234	25 (2.6)	335 (35.1)	168 (17.6)	23 (2.4)	36 (3.8)	106 (11.1)	36 (3.8)	225 (23.6)			0 (0)	954 (100)	2,188	
14	1,127	135	1,262	29 (3.3)	307 (35.1)	137 (15.7)	23 (2.6)	38 (4.3)	79 (9.0)	51 (5.8)	210 (24.0)			0 (0)	874 (100)	2,136	
15	1,125	142	1,267	8 (0.9)	392 (44.7)	134 (15.3)	22 (2.5)	32 (3.7)	53 (6.1)	51 (5.8)	184 (21.0)			0 (0)	876 (100)	2,143	
16	2,235	321	2,556	28 (2.1)	751 (57.2)	142 (10.8)	23 (1.8)	36 (2.7)	95 (7.2)	37 (2.8)	144 (11.0)	10 (0.8)	47 (3.6)	0 (0)	1,313 (100)	3,869	
内 訳	製造委託 等	1,298	173	1,471	21 (3.0)	295 (42.6)	101 (14.6)	22 (3.2)	15 (2.2)	55 (7.9)	35 (5.1)	133 (19.2)	1 (0.1)	15 (2.2)	0 (0)	693 (100)	2,164
	役務委託 等	937	148	1,085	7 (1.1)	456 (73.5)	41 (6.6)	1 (0.2)	21 (3.4)	40 (6.5)	2 (0.3)	11 (1.8)	9 (1.5)	32 (5.2)	0 (0)	620 (100)	1,705
17	3,633	645	4,278	30 (1.5)	1,344 (65.0)	211 (10.2)	12 (0.6)	44 (2.1)	75 (3.6)	62 (3.0)	190 (9.2)	10 (0.5)	90 (4.4)	0 (0)	2,068 (100)	6,346	
内 訳	製造委託 等	1,774	240	2,014	7 (0.9)	312 (42.1)	122 (16.5)	10 (1.3)	16 (2.2)	36 (4.9)	62 (8.4)	144 (19.4)	2 (0.3)	30 (4.0)	0 (0)	741 (100)	2,755
	役務委託 等	1,859	405	2,264	23 (1.7)	1,032 (77.8)	89 (6.7)	2 (0.2)	28 (2.1)	39 (2.9)	0 (0)	46 (3.5)	8 (0.6)	60 (4.5)	0 (0)	1,327 (100)	3,591

(注) 事件について2以上の違反行為等が行われている場合があるので、違反行為等の類型別件数の合計と表1の「勧告」及び「警告」の件数の合計とは必ずしも一致しない。

なお、()内は、実体規定違反等の件数全体に占める割合である。四捨五入しているため、合計100とはならない。

ウ 下請代金の支払遅延利息の支払状況及び下請代金の減額分の返還

下請代金の支払遅延事件においては、親事業者に対し遅延利息を支払うよう指導しており、平成17年度には、親事業者45社が下請事業者613社に総額8561万7339円の遅延利息を支払った。

また、下請代金の減額事件においては、親事業者に対し減額分の返還による原状回復措置を講じさせており、平成17年度においては、親事業者53社が下請事業者2,210名に対して、総額8億3366万4122円を返還した。

(3) 発注書面の交付状況

平成17年度に実施した書面調査によると、下請事業者と取引があると回答した親事業者のうち、すべての下請取引において一切発注書面を交付していない疑いのある親事業者の比率(発注書面不交付率)は、下表のとおり

である。製造委託等での発注書面不交付率は5.2%であるのに対し、役務委託等の分野での発注書面不交付率は11.7%であった。

なお、役務委託等の発注書面不交付率は、平成16年度の14.9%より、3.2%減少している。

表3 発注書面不交付率 (単位:%)

	発注書面不交付率		一部不交付率(注)	
	役務委託等	製造委託等	役務委託等	製造委託等
平成16年度	14.9	8.1	40.8	21.8
平成17年度	11.7	5.2	29.7	16.7

(注) 一部の下請取引において発注書面を交付していない疑いのある親事業者の比率

8. 評価

(1) 必要性

ア 近年の経済のサービス化・ソフト化の進展にかんがみ、平成16年度からは、役務委託等における下請取引を規制対象に追加すること等を内容とする改正下請法が施行された。

このため、従来の製造・修理委託分野に加え、役務委託等の分野においても親事業者による下請事業者に対する不当な不利益を与える優越的地位の濫用行為に厳正に対処(下請法違反行為の規制)することにより、下請事業者の利益を保護し、もって自由な競争を維持・促進する必要がある。

また、改正下請法により勧告が公表できるようになったことから、下請事業者に及ぼす影響が大きい事案等を積極的に勧告・公表することにより、業界全体に対する下請法違反行為の抑止力を強化する必要がある。

イ 発注書面の不交付は、それ自体が下請法違反であるとともに、他の多くの下請法違反の原因となることから、役務委託等の分野における発注書面の交付率を引き上げることによって、法改正によって、新たな下請法の規制対象となった役務委託等の分野における下請取引の公正化を推進する必要がある。

(2) 有効性

ア 違反行為に対する厳正な対処

(ア) 違反事件の処理

勧告件数は10件と前年度の4件から大幅に増加しており、過去10年でも最高である。法改正により、平成16年4月から新たに下請法の規制対象となった役務委託等の分野については、前年度は勧告はなかったが、平成

17年度は5件の勧告を行っている。

また、違反事件の措置件数は、前年度に比し約1.5倍(4,025件)になっている。従来から下請法の対象分野であった製造委託等の分野では1,956件と前年度に比し約28%(432件)の増加を示しており(平成12年度から増加傾向)、役務委託等の分野では2,069件と前年度に比し約95%(1,005件)増となっている(表1)。

(イ) 下請取引の改善を図るための措置等

下請法の改正により勧告においては、下請取引の改善や再発防止を図るため、原状回復措置のほかに「その他必要な措置を採るべきこと」を求めることができるようになったことから、平成17年度に勧告した減額事件10件について、①違反行為を行わない旨の下請事業者に対する周知徹底、②発注担当者に対する研修など社内体制の整備のための必要な措置、③当該措置内容の自社の役員及び従業員への周知徹底等を求めたところである。

(ウ) 勧告事件の公表

勧告の措置を講じた事件10件については、すべて公表しており、これが報道されたことにより、下請法違反事件に対する社会的関心を高め、当該業界のみならず他の業界に対しても一定の抑止効果が図られたと考えられる。

(エ) まとめ

このように、平成17年度においては、幅広い分野における下請法違反事件に厳正に対処するとともに、違反事案について効果的な指導を行っており、下請事業者の利益を保護するという目標を達成している。

イ 発注書面の交付状況

発注書面の不交付率は、適正な下請取引が行われているかを評価する1つの指標(発注書面の不交付が実体規定違反の原因でもある。)であると考えられる。

平成17年度の役務委託等の分野における発注書面の不交付率は11.7%であり、平成16年度の14.9%より、3.2%減少し、着実に改善は図られている。

発注書面の交付率を製造・修理委託分野並みにするという目標達成(平成19年度中)に向けて、平成17年度においては、発注書面を交付していなかった親事業者に対し、違反行為を指摘し速やかに是正を図るよう積極的な事件処理を行うとともに、下請法の規制の内容や発注書面の参考例を掲載した「下請取引適正化推進講習会テキスト」を交付するなどにより、発注書面の不交付率が低下するよう対応したところであるが、今後、目標達成に向け更なる取組が必要である。

(3) 効率性

ア 平成17年度の下請法違反事件の措置別の日数(事件端緒受理決裁日から事件処理決裁日までの期間で休日を含む。以下「処理日数」という。)をみると、警告については、「1日～30日」の期間で処理した下請法違反事件の比率が増加し、6か月を超えて(181日以上)処理した下請法違反事件が前年度並みとなっている(表4)。

しかしながら、勧告については、平均処理日数が227日であり、前年度に比し89日増加し、事件処理に181日以上要した事案が7件みられる(表5)。

これら7件の事件処理が長期間を要したのは、違反行為の内容が複雑な事案で勧告に耐え得る証拠収集の調査に時間を要したこと(減額の実施状況についての事実関係の把握のため、親事業者に対し報告命令を実施するという調査手法を用いたが、親事業者が報告命令書の作成に手間取り、報告書の提出が遅れたこと等)、地方事務所(3事務所)において複数の勧告事件(計6件)を同時並行して調査したために処理に時間を要したこと等による。

このように、下請法違反処理日数は、警告については短縮化の傾向にあるが、特に勧告については、6か月以内に違反事件を処理するという目標は達成されてはいない。

下請法専任者数の伸び(前年比約10%増、表6)に比して事件の処理件数が前年比約55%の伸びを示していることを考えると、全体として、違反事件の処理は効率的に行っていると評価でき、下請法違反事件処理の迅速・効率化の目標達成に向けて前進はしているが、勧告事案の処理期間の短縮等については今後改善を図っていく必要がある。

表4 下請法違反事件処理に要した日数 (単位:件,%)

年度	措置 内容	下請法違反事件処理日数					
		1~30日	31~60日	61~90日	91~120日	121~180日	181日以上
14	勧告	0	0	0	0	1	3
	警告	1153 (84.7)	97 (7.1)	47 (3.4)	13 (1.0)	30 (2.2)	22 (1.6)
15	勧告	1	0	0	4	1	2
	警告	1132 (83.4)	104 (7.7)	45 (3.3)	28 (2.1)	17 (1.2)	31 (2.3)
16	勧告	0	0	1	1	1	1
	警告	2415 (93.5)	70 (2.7)	43 (1.7)	18 (0.7)	24 (0.9)	14 (0.5)
内 製 造	勧告	0	0	1	1	1	1
	警告	1365 (89.8)	64 (4.2)	39 (2.6)	14 (0.9)	24 (1.6)	14 (0.9)
内 委 託 等	勧告	0	0	0	0	0	0
	警告	1050 (98.7)	6 (0.6)	4 (0.4)	4 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
17	勧告	0	0	1	1	1	7
	警告	3868 (96.3)	54 (1.3)	37 (0.9)	15 (0.4)	20 (0.5)	21 (0.5)
内 製 造	勧告	0	0	0	0	1	4
	警告	1827 (93.6)	44 (2.3)	32 (1.6)	12 (0.6)	18 (0.9)	18 (0.9)
内 委 託 等	勧告	0	0	1	1	0	3
	警告	2041 (98.9)	10 (0.5)	5 (0.2)	3 (0.1)	2 (0.1)	3 (0.1)

(注)()内は100分比である。

表5 勧告事件調査に要した平均日数 (単位:日,件)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
勧告事件平均処理日数	147	138	227
勧告件数	8	4	10

表6 下請法違反事件処理部門の定員 (単位:人)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
下請定員	49(29)	58(39)	61(43)

(注)1 下請定員とは、公正取引委員会における下請法運用に従事する人員である。

2 ()内は下請法専任者数である。

3 平成16年度の()内の下請法専任者の数には、上席下請取引検査官1名を含む。

イ 親事業者、下請事業者の定期書面調査についてオンライン提出を受け付けているが、オンライン提出は、親事業者2,939件(回収数の12.9%)、下請事業者3,352件(回収数の4.2%)と依然として低率であるものの、前年度に比べると、ともに増加している(前年度は、親事業者1,646件(回収率7.2%)、下請事業者2,297件(回収率1.9%)であった。)

今後、オンライン提出の環境整備を通じ、提出率を高めていくことにより、違反事件の効率的な探知を進めていく必要がある。

(4) 今後の課題(政策への反映)

ア 厳正かつ迅速な事件処理

親事業者による下請法違反行為を規制するには、下請代金の減額等下請事業者に及ぼす影響が大きい事案や違反行為を繰り返す親事業者に対して積極的に勧告を行い、公表していくことが抑止力の強化という観点から必要であるが、勧告を行うことを視野に入れて調査を行う場合、勧告に耐え得る証拠の収集や供述を得なければならない。このためには、調査部門の職員の調査能力の向上や調査手法の改善が不可欠であり、引き続き、担当職員の実務的な研修を充実させる必要がある。

また、増加する下請法違反事件を迅速かつ効率的に処理し、6か月以内に違反事件を処理するという目標を達成するためには、勧告相当と考えられる重要案件に人的資源を集中投入する等、メリハリのあるリソースの配分が必要である。こうしたメリハリのあるリソース配分を実現するためには、以下のような取組を実施していく必要がある。

(ア) 違反事件の重要な端緒(情報)源である定期調査の効率化

a オンライン提出率の向上のため、調査票様式や提出方法の見直し等による利便性を高める方策の検討・実施

b 親事業者調査票及び下請事業者調査票から自動的に要確認調査対象事業者を選び出す業務(違反判別)のシステム化等による業務の効率化

c 調査票の発送、集計等の民間委託により、検査官を調査に重点的に取り組ませる環境の整備

(イ) 勧告事件等の調査における本局・地方事務所間の応援体制の強化

(ウ) 事件処理の効率化を図るための処理手続の見直し等

a 事件進捗管理班による配分ルールに基づく事件進捗管理の実施(新規発生事件の効率的な配分、処理に時間を要している事件の把握等)

b 事件処理マニュアルの整備

イ 役務委託等の分野に係る取組

- (ア) 役務委託等の分野については、下請法の対象となって3年目となることから、違反行為を行っている疑いのある親事業者に対して実地検査を積極的に行うなどして事実関係の把握に努め、重大な違反行為が認められた場合には勧告を行うなど厳正に対処して行く必要があるとともに、特に役務委託等の分野では、①支払期日が下請法に定める期間(60日)を超えて設定されるような支払遅延の違反事例が非常に多かったこと、②発注書面交付率が製造・修理委託の分野のレベルに達していないことから、下請法の講習会を役務委託等の分野において重点的に開催して、より一層の啓蒙に努める必要がある。
- (イ) 役務委託等の分野における発注書面交付率を引き上げるため、前記(ア)のような取組を行うほか、発注書面の不交付に係る違反事件については、迅速に対応するとともに、違反事業者に対しては、下請法のテキストを交付するなどし、発注書面の交付及び発注書面への必要事項の記載を徹底していく必要がある。

ウ 調査部門の体制の整備

このように、下請法違反に対して厳正かつ迅速に対処するための取組等を進めていかなければならないが、そのためには、これまで調査部門の体制・人員の拡充が図られてきているものの、依然、十分とはいえないため、今後とも調査部門の体制強化・増員等が必要である。

エ 事後検証

勧告・公表制度については、今後、勧告を受けた親事業者に対する同制度の効果の検証及び当該親事業者が属する業界各社に対しアンケート調査を行う等して抑止効果が十分認められるか検証する必要がある。

9. 第三者の知見の活用状況

平成18年6月16日に政策評価委員会を開催して、政策評価委員より意見を聴取した。

各政策評価委員の意見及び評価書への反映状況は下表のとおり。

田中委員	発注書面不交付率の説明として「すべての下請取引で発注書面を交付していない疑いのある者の比率」と記載されてはいるが、これが分かりにくい。また、発注書面不交付率が11.7%との記述は、11.7%以
------	--

	<p>外の親事業者はすべての下請取引で発注書面を交付しているとの誤解を与えかねないので、記述を工夫してほしい。一部の下請取引について発注書面を交付していない親事業者の割合も把握しているなら、これも示してもいいと思う。</p> <p>(対応)</p> <p>誤解を与えないように記述することとした。</p>
小西委員	<p>「2. 施策目標」で役務委託等の分野の発注書面交付率を引き上げる ことについて、「【成果重視事業】」と強調して記述されているが、その説明がない。</p> <p>(対応)</p> <p>説明を加えることとした。</p>

実績評価書

担当課 官房総務課

1. 評価対象施策

電子政府の構築(平成17年度)

【具体的内容】

公正取引委員会電子政府構築計画(平成15年7月17日。平成16年6月14日一部改定)に定めた施策の実施

2. 施策の目標(目標達成時期)

電子政府の構築により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図る。(各年度)

個別の施策の目標については後記7参照。

3. 評価の実施時期

平成18年4月～6月

4. 評価の観点

電子政府構築に係る主要な施策について、以下の観点から評価を行う。

- (1) 各施策の目的が、国民や社会のニーズに照らして妥当か(必要性)。
- (2) 各施策により、国民の利便性の向上又は行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上が図られているか(有効性)。
- (3) 各施策は効率的に行われたか(効率性)。

5. 政策効果の把握の手法

後記7. 参照

6. 評価を行う過程において使用した資料等

公正取引委員会ホームページ(<http://www.jftc.go.jp>)
ホームページのウェブアクセシビリティ評価(シンクタンク)
行政手続のオンライン利用状況
給与の全額振込状況のフォローアップ調査回答(人事院) 等

7. 施策の実施状況及びその効果

第1 国民の利便性・サービスの向上

1 行政ポータルサイトの整備・充実

(1) 目標(時期)

ア 報道発表資料の100%を発表当日中のホームページに掲載。報道発表資料以外のものについても、国民にとって有益な情報(各種のパンフレット等)を積極的にホームページに掲載。(各年度)

イ 行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)(平成16年11月12日各府省情報化統括責任者連絡会議決定)を踏まえ府省共通情報の掲載を充実。(各年度)

ウ 申請・届出等の手続案内, 組織・制度概要, パブコメ情報の迅速な更新と情報内容の充実。(各年度)

エ ホームページのJIS規格対応。(各年度)

(2) 施策等の実施状況

ア ・ 平成17年度においては, 274件の報道発表を行い, これらの100%について報道発表当日中にホームページに掲載した。

・ 改正独占禁止法に関するページを開設し, リーフレットを掲載した。

・ このほか, 3種類のパンフレットの掲載, 個人情報保護に関するページの開設, トップページに検索機能を設置, 年次報告の掲載方法のHTML形式化等を実施した。

イ 上記指針に示された府省共通情報16項目はホームページに掲載しているが, 指針に沿ってホームページ右側の共通カテゴリーに掲載しているものは6項目。

ウ 申請・届出等の手続案内をホームページ上に掲載。パブリックコメント情報について10件全件についてホームページ上で迅速な更新, 提供を行った。

エ トップページについて JIS 規格未対応部分の改善を行うとともに, シンクタンクによる「ホームページのウェブアクセシビリティ評価」を実施し, この結果に基づき必要な対応を検討した。

2 行政手続のオンライン利用促進

(1) 目標(時期)

オンライン利用件数の増加, 利用率の向上。(各年度)

(2) 施策等の実施状況

ア 平成17年度におけるオンライン利用件数等は別紙のとおりである。

イ ・ 平成17年度末までに添付書類の省略, 変更手続の簡素化等を実

施。

- ・ 利用者に対しオンライン利用に関するアンケートを実施し、この結果を踏まえ促進策を検討。
- ・ 電子窓口に関する案内文書の配布やホームページでの利用案内の周知を実施。

第2 IT化に対応した業務改革

1 共通システムの最適化

(1) 目標(時期)

「共通システムの見直し方針」(平成16年3月25日行政情報システム関係課長連絡会議了承)に基づき、行政事務の基盤となる公正取引委員会内ネットワークについて、平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定(平成17年度)し、業務の効率化と経費の削減を実現する(平成20年度)。

(2) 施策等の実施状況

平成17年8月31日に公正取引委員会行政事務電子化推進委員会において、機器の統合・更新、拠点間回線の見直し等による業務の効率化と経費の削減を目指した公正取引委員会内ネットワーク(共通システム)最適化計画を決定した。

2 人事・給与等業務の業務・システムの最適化

(1) 目標(時期)

ア 職員給与の100%全額振込化。(平成17年度)

イ 「人事・給与等業務・システム最適化計画」(平成16年2月27日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づいた業務・システムの最適化。(平成19年度)

(2) 施策等の実施状況

ア 平成15年3月の政府方針に従い、職員に対し振込促進文書の回覧、電子掲示板での周知を行い、その結果、平成17年度末の全額振込率は100%となった(平成16年度末は、95.6%)。

イ 「人事・給与関係業務情報システム導入計画」(平成16年6月)に基づき、平成19年度導入に向け準備中。

第3 共通的な環境整備

1 情報システムの整備・運用管理の高度化

(1) 目標(時期)

ア 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月29日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承。平成16年3月30日改定)を踏まえた調達の実施。(各年度)

イ 「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」(平成12年3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承)を踏まえた外部委託の推進。(各年度)

(2) 施策等の実施状況

ア ライフサイクルベースの価格評価方式等の対象となる調達案件は無かった。

イ 平成17年度においては、LAN システムの運用支援業務及び情報セキュリティ関係業務の外部委託を実施した。

2 情報セキュリティ対策等の充実・強化

(1) 目標(時期)

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成17年12月13日情報セキュリティ政策会議決定)に基づく新たな公正取引委員会情報セキュリティポリシーの策定(平成17年度)及び同ポリシーに基づく情報セキュリティ確保のための対策の実施(各年度)。

(2) 施策等の実施状況

ア 新たな公正取引委員会情報セキュリティポリシーの決定(平成18年3月27日公正取引委員会情報セキュリティ委員会)。

イ 「各府省の情報システム調達における暗号の利用方針」に基づき、「電子政府推奨暗号リスト」に掲載された暗号を利用した電子文書の暗号化ソフトを導入。

8. 評価

第1 国民の利便性・サービスの向上

1 必要性

国民が、多様な手段により、いつでも必要な情報を容易に入手し、行政手続等について適切なサービスを受けることを可能にする必要がある。

2 有効性

(1) 行政ポータルサイトの整備・充実

ア ①報道発表資料の当日中のホームページ掲載の100%実施, ②各種パンフレット等の積極的な掲載, ③申請・届出等の手続案内, 組織・制度概要, パブコメ情報の迅速な更新と情報内容の充実についてはほぼ

目標を達成している。

イ あらゆる人にとって使い勝手が良いホームページになっているか、国民が情報に容易にたどり着けるか(ウェブアクセシビリティ)という点については、トップページのJIS規格未対応部分の改善を行ったところである。また、シンクタンクによる「ホームページのウェブアクセシビリティ評価」を実施したところ、アクセシビリティ向上のために更なる改善が必要であるという評価を受けたが、この点については、既に、報道発表資料及び事務総長定例会見のページについてアクセシビリティを更に高めるための改善を予定している。

(2) 行政手続のオンライン利用促進

公正取引委員会が扱う行政手続については、既にオンラインによる申請等が可能となるようシステムの整備等を行ったところであるが、その利用状況は別紙のとおりである。

ア 申請・届出手続

企業結合関係手続、事業者団体等の届出手続及び公正競争規約の認定申請手続については、オンライン利用が進んでいない。その理由としては、①申請者の真正性を担保するために申請者の電子認証を求めているが、現状では、企業や事業者団体の電子証明書の取得が十分に普及しているとは言い難いこと、②申請・届出を行う側も申請内容等に間違いのないよう直接担当者に確認しながら提出したいという意向があること等が挙げられる。

イ 下請法に基づく定期調査における調査票の提出

調査票のオンライン提出の件数(6,291件(前年度2,348件)、比率(6.1%(前年度3.5%))とも向上してきており、特に、親事業者に対する定期調査についてはオンライン提出率が12.9%(前年度5.7%)と倍以上となっている。これは、利用者の電子認証を不要とし、オンライン利用について周知を行ってきた結果、利用者に有効な手段であることが認知されてきたことからであると考えられる。

ウ 法違反等に係る申告

申告件数に占めるオンライン申告の割合は、景品表示法違反等に係る申告については50.3%(前年度32.1%)、独占禁止法違反等に係る申告については7.4%(前年度8.7%)となっている。

独占禁止法の場合、談合、カルテル、不公正取引等の違反行為の申告においては、当該情報が物証等と併せて寄せられる場合も多いことから、申告に占めるオンラインの割合は必ずしも高いものとはなっていない。

しかしながら、オンラインによる申告では電子認証は不要であり、24時

間いつでも簡単に行えるものであることから、利用者にとって情報提供の有効な手段になっているものと考えられる。また、オンライン申告から法的措置に至った案件もあり、多くの情報を収集するための手段として、当委員会にとっても有効なものとなっていると評価できる。

3 効率性

(1) 行政ポータルサイトの整備・充実

公正取引委員会のホームページの訪問者数は、平成17年度は約330万件(前年度約235万件)、対前年度40%増と急増している。インターネットによる情報提供を充実させることは、従来からの紙等に比べ国民の効率的な情報収集を可能にしておき、さらに、国民の行政情報取得に要する費用の軽減にもつながるものである。

また、報道資料、各種パンフレット等をホームページに掲載し、提供することで、事業者等の独占禁止法等の知識が深まり、違反行為の未然防止等にも役立つこととなることから、ホームページへの訪問者数が増えていることは、この点からも事業者の効率的なコンプライアンスに役立っているものと考えられ、これは、公正取引委員会側からみれば、効率的な競争唱導活動が行われたと評価することができる。

(2) 行政手続のオンライン利用促進

下請法に基づく定期調査における調査票の提出及び法違反等に係る申告については、オンライン利用の件数、比率が伸びてきており、従来からの電子ベースではない書面や電話等による口頭の場合に比べ、持参や郵送料等の負担も軽減されることから、利用者にとって効率的な手段となってきたと考えられる。

さらに、オンラインでの調査票の提出、申告が定着してくるとともに、全体の申告件数や調査票提出率も増加傾向にあり、情報量が増えることで、適時適切な事案を取り上げることができる等効率的な業務執行という効果も期待される。

第2 IT化に対応した業務改革

1 必要性

従来の行政事務のIT化は、既存の業務及び制度を前提としたものにとどまり、IT導入に当たって、業務の制度面・運用面からの見直し、さらに見直しに基づいた新たな業務の処理形態に対応したシステムの構築・運用に関する取組が不十分であったことから、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進する必要がある。

2 有効性

(1) 共通システムの最適化

行政事務の基盤となる公正取引委員会内ネットワークについて、業務の効率化と経費の削減を目指した最適化計画を目標どおり策定したところである。

(2) 人事・給与等業務の業務・システムの最適化

職員への周知を徹底し、職員の協力を得られたことから、職員給与の全額振込化100%を達成することができた。また、人事・給与関係業務情報システムについては、具体的なシステム導入(平成19年度)に向けた検討を行っているところである。

3 効率性

(1) 共通システムの最適化

公正取引委員会内ネットワーク最適化計画は、その内容も考慮し、職員がCIO補佐官の助言を受けながら当委員会内部で作成したものであり、外部業者に委託して作成するより、費用面において効率的に策定できたと考えられる。

(2) 人事・給与等業務の業務・システムの最適化

給与の全額振込みの取組に要した費用はもっぱら人的費用であり正確な算出はできないが、給与の全額振込化による、給与支給作業に要する人的費用の軽減はそれを大幅に上回るものと推測できる。

第3 共通的な環境整備

1 必要性

効率的で、安全で、連携のとれた電子政府を構築していくためには、①情報システムの整備・運用管理の高度化、②情報セキュリティ対策等の充実・強化等を図っていく必要がある。

2 有効性

(1) 情報システムの整備・運用管理の高度化

外部委託の推進については、所要の外部委託を行っているところである。

(2) 情報セキュリティ対策等の充実・強化

新たな公正取引委員会情報セキュリティポリシーは、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠し、公正取引委員会の業務の実態を踏まえて策定(平成18年3月27日決定)したものであり、情報セキュリ

ティの確保に当たっては有効なものであると考えられる。

3 効率性

(1) 情報システムの整備・運用管理の高度化

公正取引委員会が外部委託している業務は、いずれも情報システム整備・運用についての専門知識を要するものであり、こうした専門知識についての人材育成に係る費用負担が外部委託によって軽減されているものと考えられる。

(2) 情報セキュリティ対策等の充実・強化

新たな公正取引委員会情報セキュリティポリシーの策定は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠して策定したものであるため、策定作業は効率的にできたものと考えられる。

第4 今後の課題(政策への反映)

1 国民の利便性・サービスの向上

(1) 行政ポータルサイトの整備・充実

アクセシビリティの更なる向上を図るため、トップページ、報道発表資料、事務総長定例会見ページに加え、アクセス件数の多いページについても、シンクタンクによる評価結果を踏まえてその改善を進めていく必要がある。

(2) 行政手続のオンライン利用促進

ア 申請・届出手続

一部手続について、添付書類の省略、変更手続の簡素化等を実施したところであり、今後、こうした対応策も含め利用者への一層の周知を図るとともに、利用者にとってオンライン申請等が有効な手段となるよう、費用対効果も十分に考慮しつつ電子認証の簡略化等の利便性を高める方策を検討し、実施していくことが必要である。

イ 下請法に基づく定期調査における調査票の提出

オンライン利用件数、比率とも向上してきているが、今後も、利用者への一層の周知を図るとともに、利用者アンケートの結果も踏まえて利便性を高める方策を検討し、実施していくことが必要である。

2 IT化に対応した業務改革

平成18年度以降の公正取引委員会内ネットワーク最適化計画の実施及び平成19年度以降の人事・給与関係業務情報システムの導入に当たっての機器の調達等に際しては、費用に見合った効果が得られるかを十分検証しつつ進めていく必要がある。

3 共通的な環境整備

情報システムの整備・運用管理の高度化を図るため、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」を踏まえた質の高い低廉な情報システムの調達及び「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」を踏まえた外部委託を、CIO補佐官の助言も受けつつ推進する必要がある。

また、情報セキュリティ対策等の充実・強化については、国民の公正取引委員会への信頼を保っていくためには、情報漏洩等の問題が生じないようにすることが重要であることから、公正取引委員会情報セキュリティポリシーに基づき、技術進歩等に対応した実効性のある情報セキュリティ確保のための具体的な対策を着実に実施することが必要である。

9. 第三者の知見の活用状況

平成18年6月16日に政策評価委員会を開催して、政策評価委員より意見を聴取した。

各政策評価委員の意見は下表のとおり。

田中委員	下請法の定期調査の調査票の提出や申告についてはオンライン利用も進んできており、投資した効果は出てきていると思うが、企業結合関係等の申請・届出のオンライン件数は0件であり、オンライン利用の促進のための方策に取り組むにしても、投資効果ということも念頭におきながら進める必要がある。
------	--

オンライン利用件数・比率

1 申請・届出手続

(単位:件)

手続名称	15年度		16年度		17年度	
	申請等 件数	オンライン 件数	申請等 件数	オンライン 件数	申請等 件数	オンライン 件数
一定の規模を超える会社の事業報告	77	1	79	1	80	0
一定の規模を超える会社の設立の届出	4	0	1	0	5	0
会社の株式保有の報告	961	0	778	0	825	0
銀行又は保険会社の議決権保有の認可申請	0	0	4	0	6	0
銀行又は保険会社の議決権保有の認可申請 (一年を超えて当該議決権を保有する場合)	13	0	10	0	6	0
合併に関する計画届出	103	0	70	0	88	0
共同新設分割に関する計画届出	4	0	6	0	2	0
吸収分割に関する計画届出	17	0	17	0	15	0
営業等の譲受けに関する計画届出	175	0	166	0	141	0
合併完了報告	113	0	56	0	76	0
共同新設分割完了報告	4	0	6	0	2	0
吸収分割完了報告	13	0	17	0	13	0
営業等の譲受け完了報告	178	0	129	0	125	0
事業者団体の成立届出	148	0	80	0	86	0
事業者団体の変更届出	1,305	0	1,233	0	1,273	0
事業者団体の解散届出	61	0	84	0	77	0
協同組合の届出	320	0	149	0	134	0
公正競争規約の締結の認定に係る申請	0	0	0	0	0	0
公正競争規約の設定の認定に係る申請	2	0	3	0	0	0
公正競争規約の変更の認定に係る申請	4	0	13	0	46	0
計	3,502	1	2,901	1	3,000	0

2 下請法に基づく定期調査における調査票の提出

(単位:件, %)

	15年度		16年度		17年度	
	提出件数	オンライン件数(比率)	提出件数	オンライン件数(比率)	提出件数	オンライン件数(比率)
親事業者に対する定期調査	6,655	287(4.3)	22,874	1,293(5.7)	22,773	2,939(12.9)
下請事業者に対する定期調査	-	-	45,155	1,055(2.3)	80,109	3,352(4.2)
計	6,655	287(4.3)	68,029	2,348(3.5)	102,882	6,291(6.1)

(注)1 平成15年度の数値は、第2次親事業者調査のみの件数である。

2 平成16年度の数値は、平成15年度の第2次下請調査並びに役務分野に範囲を拡大した平成16年度の2回分の親事業者調査及び1回分の下請事業者調査の件数である。

3 平成17年度の数値は、平成16年度第2次下請調査、平成17年度の2回分の親事業者調査及び平成17年度の第1次・第2次下請調査の件数である。

3 法違反等に係る申告

(単位:件, %)

	15年度		16年度		17年度	
	申告件数	オンライン件数(比率)	申告件数	オンライン件数(比率)	申告件数	オンライン件数(比率)
独占禁止法違反等に係る申告	2,380	226(9.5)	2,607	227(8.7)	2,734	201(7.4)
景品表示法違反等に係る申告	876	228(26.0)	1,098	353(32.1)	1,035	521(50.3)
計	3,256	454(13.9)	3,705	580(15.7)	3,769	722(19.2)